

第1章 総合的環境保全対策の推進

複雑多様化する環境問題に適切に対処するには、工場などの公害発生源に対する排出抑制・指導とともに、公害の早急な解決や未然防止のための諸施策を総合的・計画的に実施していかなければなりません。

このため、従来から千葉臨海地域及び印旛沼・手賀沼地域について公害防止計画を策定し、総合的な対策を推進するとともに、臨海部の主要企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めてきました。

5年度には、環境に対する県民の基本的な行動規範となる「千葉県環境憲章」の具体的行動計画として、また、地球環境保全のための行動指針としての「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、さらに、自動車公害対策として、自動車を利用する者すべてが取り組むべき事項や総合的、体系的に推進すべき各種交通施策などを盛り込んだ「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定しました。

また、6年度には、行政・県民・事業者が一体となってごみの減量化と再資源化を推進するため、「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置、豊かな自然を守り、生き物や地域文化とのふれあいを通して、県民が自然の大切さや仕組みを学ぶための「千葉県いすみ環境と文化のさと」の開設など、県民の取組を推進する施策を展開してきました。

しかし、本県の急速な都市化・工業化による変貌は、地域の環境容量に十分な配慮がなされずに行われてきたことも否めません。そのため、持続的発展が可能な県土づくりのための抜本的な取組が強く望まれました。

そこで、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を定めるとともに、8月8日には環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、環境施策を総合的に推進しています。

さらに、大規模な開発行為等の実施に関しては、「環境影響評価法」及び「県条例」(11年5月以前

は「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」)により、環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、公害の未然防止と自然環境の保全を図っています。これらによらない工場建設、宅地造成等個々の開発計画に対しては法令等に基づく事前の審査や県独自の指導要綱による事前審査を行い、環境保全に努めています。

一方、良好な環境の保全や快適な環境づくり、さらには地球環境保全の取組を、県民と一体となった取組として推進するため、「美しいふるさとづくり運動」や快適な環境づくり、環境学習の推進により、環境問題に対する県民意識の高揚と地域活動の促進を図っています。

また、これら地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、「千葉県地域環境保全基金」を設置しています。

第1節 千葉県環境基本計画

1. 千葉県環境基本計画の策定

千葉県環境基本計画(以下「基本計画」という。)は、千葉県環境基本条例第9条の規定により、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する長期的な目標、施策の方向などを定めた計画であり、「千葉県環境審議会」の意見を聴いて8年8月に策定しました。

2. 基本計画の概要

(1) 計画策定の意義

環境問題は、従来の公害問題から都市・生活型環境問題へ、更に地球環境問題へと変化・拡大しており、生活環境、自然環境といった分野を越え、環境そのものを総合的に捉える必要が生じてきています。これに対応していくためには、総合的で長期的かつ計画的な対策を講じることが必要であり、対策の推進に当たっては、社会の構成員であるすべての主体が共通の認識で協力し、環境の保全に、取り組んでいく必要があります。

基本計画は、このような観点に立って、21世紀初頭を展望した本県の環境保全の基本方向と環境

施策の長期的な目標、施策の方向を明らかにしています。

(2) 基本目標と理念

これからの環境問題に対する考え方については、
 ア　日常生活や産業活動が急激に拡大し、環境に影響を与える、自然の持つ復元能力を超えることが大きな原因であること
 イ　人間が生存し、健康で快適な生活を営むためには自然の恵みが不可欠であること
 ウ　行政、事業者、県民のすべてが各々の立場から自主的・積極的に取り組む必要があることという認識に立ち、持続的発展が可能な社会を構築するため、基本目標として『健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承』を掲げています。

さらに、この基本目標を目指して基本的な姿勢を示すとともに、行政・事業者・県民・民間団体のそれぞれが共通の認識に立って取り組むため、次の四つの理念を掲げています。

ア　環境への負荷を軽減するため、自然が本来持っている循環・浄化能力を活かして物質の循環・再生ができる限り確保する「循環社会の構築」
 イ　貴重な自然を保護し、身近な自然を確保し、自然との豊かな交流を保ちながら健全な*生態系を維持・回復する「自然との共生」
 ウ　私たち一人ひとりが地球の一員としての認識を持ち、地球環境保全に向けて行動する「地球環境保全への貢献」
 エ　県・市町村・県民・事業者及び民間団体の各主体が環境に配慮した行動に自主的・積極的に取り組む「みんなが参加する取り組み」

(3) 対象期間

この基本計画の対象期間は、8年度から22年度(2010年度)までの15年間としています。

(4) 長期的な目標と施策の方向

基本目標の達成と4つの理念の実現のため、次に掲げる8つの長期的な目標を設定し、さらに、それぞれの分野別目標や必要に応じて個別的な目標を掲げ、これらの目標に対応してさまざまな施策の方向を示しています。基本目標、理念、長期

的な目標及び分野別目標の関係は、図2-1-1のとおりです。

ア　健全な自然の物質循環の確保

今日の環境問題は、自動車からの排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が顕著になってきています。

これらは、急激な都市化などが自然の復元能力や許容限度を越えた負荷を環境に与えていることが原因です。そこで第1の長期的な目標は、「大気、水、地質などへの負荷が自然の*物質循環を損なうことのないよう、汚染物質の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、負荷をできる限り軽減させることを目指す。」としています。

施策の方向としては、燃料の良質化などの大気汚染の防止対策、下水道の整備などの社会基盤の整備、低公害車の普及などを掲げています。

イ　環境に配慮した社会システムの構築

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が、環境に大きな負荷を与えており、環境に配慮した事業活動の確立と県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに転換していく必要があります。そこで第2の長期的な目標は、「生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面で循環・効率化の進んだ社会を目指す。」としています。

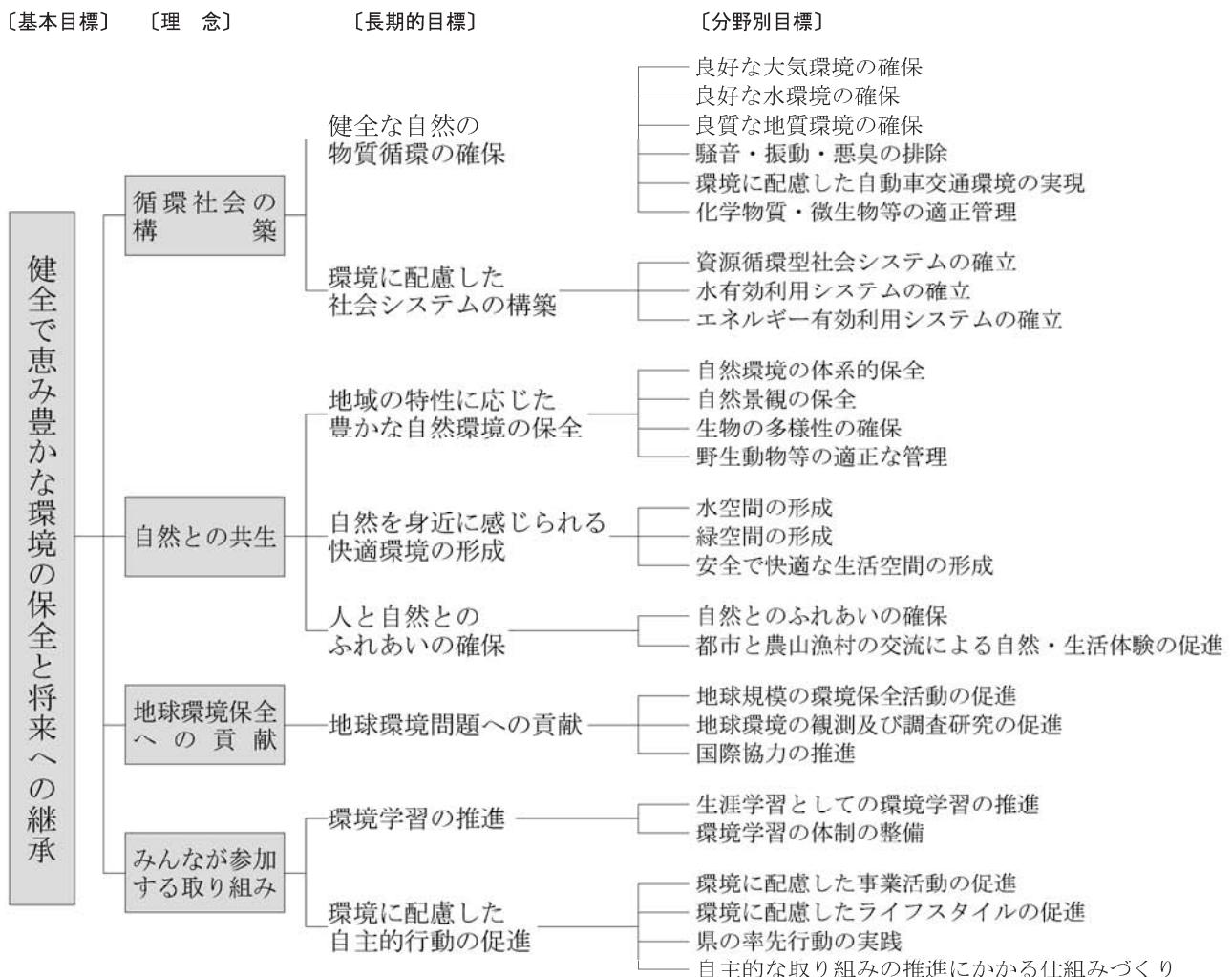
この目標に対して、廃棄物のリサイクル、ごみの減量化、水やエネルギーの有効利用などの施策の方向を示しています。

ウ　地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全

本県には、自然が豊富に残されており、多様な生態系が営まれています。これを将来に引き継ぐためには、自然的・社会的な特性を踏まえて、地域ごとに多様な自然環境を保全することが必要です。長期的な目標の第3として「貴重な自然環境、多様な生態系を保全し、房総の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐことを目指す。」としています。

このため、分野別目標のうち「自然環境の体系的保全」では、地域を「山地・丘陵地域」、「田

図2-1-1 基本目標、理念、長期的目標、分野別目標の体系図



園地域」、「市街地とその周辺地域」、「沿岸地域」に区分し、それぞれの特性に応じた目標とそのための施策の方向を示しています。このほか、地域特有の景観の保全やレッドデータブックの作成などの施策の方向を示しています。

エ 自然を身近に感じられる快適環境の形成

さわやかな空気、水辺や緑は、日々の生活にうるおいや安らぎをもたらしてくれるものです。また、安全が保たれることや土地の歴史や文化にふれることで、私たちの生活はより豊かに、より快適なものとなります。そこで、街における快適環境を守るために、「身近な自然を適切に保全するとともに、緑や水辺などを整備し、人と自然が共生する安全で快適な生活空間の形成を目指す。」を第4の長期的な目標としています。

このための施策の方向としては、うるおいを感じられる施設の整備や緑化などを掲げています。

オ 人と自然のふれあいの確保

都市の生活では自然にふれる機会が少なくなっています。自然の尊さ、仕組み、恩恵などを正しく認識し、自然保护の心を身につけることができるよう自然にふれる機会を増やすことが必要です。第5の長期的な目標は、「人と自然との豊かなふれあい、都市と農山漁村の豊かな交流を通じて、自然を大切にする心が育まれていくことを目指す。」としています。

このため、自然を体験し、学ぶ機会や施設の確保や都市と農村漁村との交流などの施策の方向を示しています。

カ 地球環境問題への貢献

地球も大きなひとつの生態系であり、大きな循環と微妙なバランスのうえに成り立っていますが、各種の自然への負荷が急速に拡大したためこの循環やバランスが損なわれ始めています。私たちの生活も地球環境に様々な影響を及ぼしていることを理解したうえで、行動することが必要です。そこで、「人類共通の貴重な財産である地球のため、地球環境問題についての県民の理解を深めるとともに、国際的な交流・協力を通じて、よりよい地球環境の保全を目指す」を第6の長期的な目標としています。

このため、地球温暖化・オゾン層破壊の防止などや、観測・監視、諸外国との情報の交換などの施策の方向を示しています。

キ 環境学習の推進

人と環境の望ましい関係について学び、環境に配慮した行動の必要性について理解し、実践していくことが求められています。そこで、「環境学習を推進し、一人ひとりが環境に関心を持ち、人間と環境との関わりの重要性を理解し、環境保全に取り組む意識が高まることを目指す」を第7の長期的な目標としています。

ここでは、環境学習の機会づくりや手法の開発、体制の整備について施策の方向を掲げています。

ク 環境に配慮した自主的行動の促進

今日の環境問題の解決には、すべての人々が家庭や職場において、あらゆる機会を通じて取り組むことが求められています。そこで、「行政・事業者・県民・民間団体のすべての主体が自主的かつ積極的に、環境保全のため、それぞれの役割を果たすことを目指す。」を第8の長期的な目標としています。

このため事業所や家庭での自主的取組例を紹介するほか、各主体が環境に配慮した行動をとることを促す施策の方向を掲げています。

(5) 共通施策、配慮事項、特徴的な事業

長期的な目標の実現に向けての個別の施策の方向以外に、すべての目標の実現に関連する基本的

な共通施策、各種の環境の利用にあたっての配慮事項、各種施策の方向のうち、特徴的な事業を別に示しています。

ア 基本的共通施策

長期的目標の実現に共通して必要な環境影響評価、規制的措置など基本的施策の現状と今後の方向を示しています。

イ 環境利用に当たっての配慮事項

土地利用計画のほか「宅地開発等の土地造成を伴う事業計画」、「ゴルフ場計画」などの11の事業計画を挙げ、計画に当たっての留意すべき事項を定めています。

計画を立案する段階での環境に配慮すべき事項の考え方を示し、環境アセスメント実施の際の基準とするほか、事業者が適切な配慮をすることを期待しています。

ウ 特徴的な事業

ここでは、緊急に対策を実施する事業、基盤的な事業及び長期的な視点に立った事業を掲げています。

緊急に対策を実施する事業としては①自動車交通公害対策 ②印旛沼・手賀沼浄化対策 ③「ごみ・ゼロ成長社会」推進の3つの事業を掲げています。

環境施策を展開するに当たって基礎となる基盤的な事業としては、事業所の自主的な環境保全活動促進など4つの事業を挙げています。

長期的な視点に立って研究・検討・実施していく必要のある事業としては、流域全体を視野にいれて、適正な水環境の維持、水質汚濁の解消、水資源の確保を図る「流域管理」などの8つの事業を掲げています。

(6) 推進体制

基本計画を推進していくために、行政、県民、事業者が参加する組織を設置するなどして、すべての主体が一体となった取組を推進するとともに、全般的な組織を設置し、計画を総合的に推進することとしています。

なお、この計画は策定後10年を経過し、地球温暖化をはじめとするその後の環境問題を巡る状況

の変化が著しいことから、新たな環境問題への対応の必要性を踏まえ、18～19年度に見直しを行うこととしています。

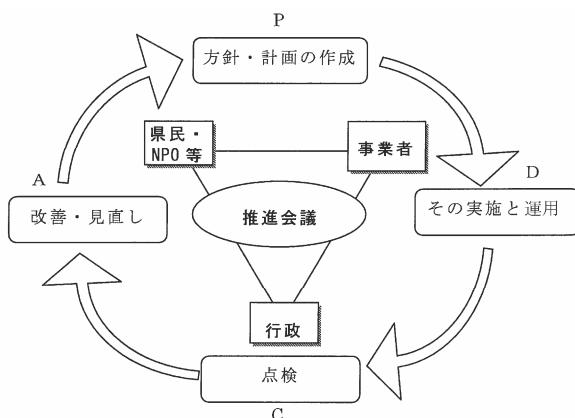
第2節 千葉県資源循環型社会づくり計画

環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な社会を実現し、次の世代に引き継いでいくため、資源循環型社会づくりに取り組んでいく基本となる計画として、「千葉県資源循環型社会づくり計画」を14年10月に策定しました。この計画は県民、事業者、市町村等の意見を聴き、それらを反映させたものとなっています。なお、17年度から、一部見直し作業を行っており、18年度には、広く県民の意見を反映させるため、県内5か所においてタウンミーティングを開催しています。

本計画は、“ビジョン”としての性格と、行動指針と戦略プロジェクト行動計画としての性格を有しています。また、千葉県環境基本計画の4つの基本理念の一つ「循環社会の構築」の実現に向けた具体的な取組をまとめた計画です。

本県が目指す資源循環型社会については、環境への負荷が少ないライフスタイル等の実現を目指すこととし、環境への負荷の少ない社会経済システムや健全に循環する自然環境づくりを資源循環型社会の実現に向けた基本方向としています。

行動指針としては、この基本方向に沿って、県民、NPO・NGO、事業者、行政が具体的に推進すべき取組を体系的に整理し、行動指針に示した各取組のうち、マイバッグの普及促進等の重点的に取り組む事業を戦略プロジェクトとして位置



付け、その具体化に向けて県として積極的に取り組んでいきます。

また、資源循環型社会の実現に向けた体制として、県民、事業者、学識経験者、NPO・NGO、行政等が参画する「千葉県資源循環型社会づくり推進会議」を設置し、計画の進展状況の確認や計画の改善・見直しの方向性等を明らかにすることとしており、啓発活動にも取り組んでいます。

第3節 ちば環境再生計画

1. 計画の策定

千葉県は、周囲を海と川に囲まれ、温暖な気候と広い大地、豊かな自然の恵みを受けながら、県民のたゆまぬ努力により、首都圏の一翼を担って発展してきました。

一方、大量生産、大量消費、大量廃棄の道を歩んだ二十世紀後半における社会・経済活動により、水や大気が汚染され、不法投棄された廃棄物などで、ふるさとの貴重な自然が傷つけられ、県民の健康や生活環境が脅かされるような状況にいたっています。

私たちは今、自らの手で千葉の貴重な自然を保全するとともに傷ついた里山や水辺環境などを回復させるなど、ふるさとの環境を再生させていく必要があります。

そこで、全ての県民がふるさと千葉の環境を守り、より美しい自然を取り戻すという思いを一つにし、この郷土をかけがえのない財産として孫子の代に引き継いでいくため、「ちば環境再生計画」を14年2月に策定し、『とりもどそう！ふるさとの自然を』をスローガンに、環境づくり日本一を目指し各種活動を展開しています。

2. 計画の概要

(1) 計画の目的

良好な自然環境の保全に努めるとともに、森と海、河川、湖沼の自然を取り戻し、人と自然が共生できる環境づくりや循環型社会づくりを進め、「環境づくり日本一の千葉県」を目指します。

(2) 計画の期間

14年度から18年度までの5年間

(3) 計画の位置付け

ちば環境再生計画は、「健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承」を基本目標に掲げる「千葉県環境基本計画」を上位計画とし、この基本計画に基づいて展開される「千葉県地球温暖化防止計画」及び「千葉県資源循環型社会づくり計画」と連携して、これらの計画をより実効あるものにするために、具体的な事業の実施や支援のための体制整備などを行う行動計画となっています。

(4) 計画の推進

本計画の推進のため、(財)千葉県環境財団に「ちば環境再生基金」を設置し、県民からの募金で活動を展開しています。

(5) 解消が求められている問題

ア 人手の入らない里山などの「自然荒廃」

千葉県は、首都圏にあって、変化に富んだ海岸線とみどり豊かな丘陵地帯など、豊かな自然が残されています。しかし、市街化などにより森が減少するとともに、人手の入らない里山が増加し、生活排水の流入の多い都市河川の汚濁が目立っています。

このため、県では、自然環境の保全や汚染対策を行ってきましたが、これと並行して荒廃してしまった自然を回復するための取り組みを進めなければなりません。特に、森づくり、里山づくりなどは各地で自主的なグループが活動を行っており、これらの活動を支援していく必要があります。

イ 廃棄物の不法投棄などの「負の遺産」

私たちはこれまで大量生産、大量消費の社会によって経済的に豊かな生活を得ることができました。しかし、こうしたライフスタイルは、大量の廃棄物を生むことになり廃棄物の不法投棄や化学物質による地下水汚染、土壌汚染などの問題が生じています。

県では、地域住民と行政が一体となった監視体制で、廃棄物の不法投棄を早期に発見し、不法投棄をした者に現状を回復させているところ

です。

しかし、不法投棄のなかには、原因者を発見することができないために早急な対応がとれず、「負の遺産」ともいべき状態になってしまっているものもあり、新たな取り組み体制が求められています。

ウ 化石燃料の大量消費による「地球の温暖化」と大量廃棄による「廃棄物問題」

我が国では、生産に使用される物質の約1割程度しか再生された資源が使用されておらず、首都圏の一翼を担う千葉県でも資源の有効利用を積極的に進めていくことが求められています。

このため、県民一人ひとりのライフスタイルの変革と事業活動の見直しによる経済システムの変革を進め、本県を資源循環型社会に転換していく必要があります。

3. ちば環境再生基金の概要

(1) 基金の運営

基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、NPO、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を財団に設置しました。

また、専門的な検討を行うために推進委員会の中に4つの部会が設置され審査、検討を行っています。

(2) 基金の造成

県民一人ひとりが、ふるさと千葉の自然の保全と再生への思いを「ちば環境再生基金」に託せるように、600万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成します。

募金活動は、環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施し、18年3月31日現在2,175件で、1,100,440,602円となっています。

(3) 基金の事業内容

ア NPO環境活動への助成

○公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、ふるさと千葉の環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上

のNPO団体などが県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成を行っています（事業費の2分の1以内で、50万円を上限）。

17年度は9事業について助成しました（表2-1-1）。

○民間助成制度とのタイアップ

世界自然保護基金（WWF）ジャパンが行う助成事業の審査を通過した団体・個人が行う県内の活動に対して、基金による再審査のうえ助成します。

17年度は1事業について助成しました（表2-1-2）。

イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成
市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境等の保全・再生の事業へ助成を行います。

17年度は3事業について助成しました（表2-1-3）。

ウ 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策について

ては、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、市町村などからの申請を受けて、基金より助成します。

17年度は1事業について助成しました（表2-1-4）。

エ 基金によるモデル事業

資源循環型社会づくりのモデル事業として、県民の自主的な参加による「なのはなエコプロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花などの資源作物から植物油を探り、その廃食油を原料に石けんを作ったり、精製して大気への負荷が少ないディーゼルエンジン用の燃料として再利用する活動です。

17年度は、菜の花による活動に6団体が、また、ヒマワリによる活動に4団体が参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました（表2-1-5）。

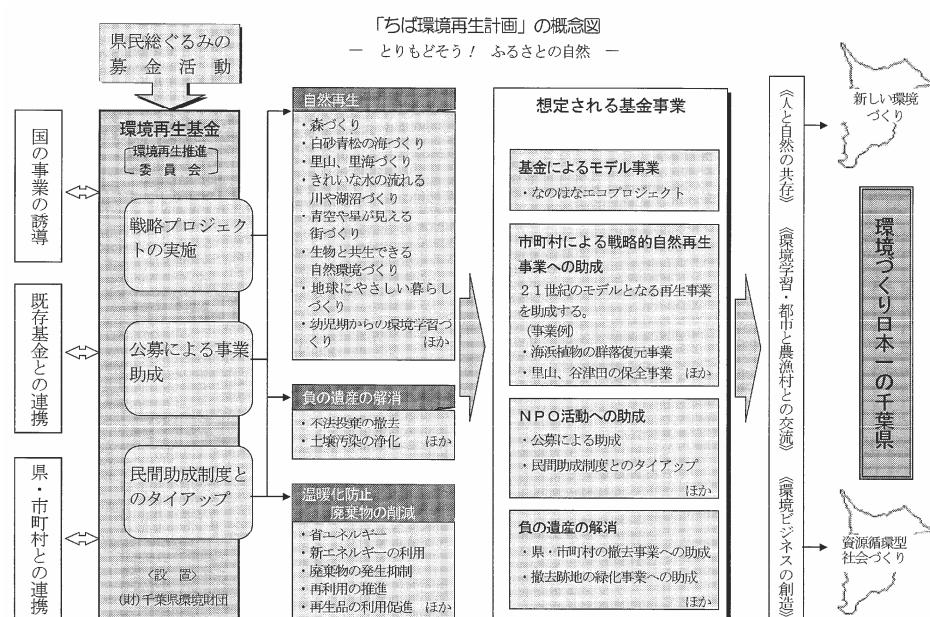


表2-1-1 平成17年度NPO環境活動への助成事業（公募助成：9事業）

事業	団体名（所在地）
カブト虫の里親制度を活用した印旛沼再生事業	NPO法人住みよい地域づくり推進協議会（白井市）
成田里山再生事業	NPO法人成田・里山を育てる会（成田市）
里山を生かしたまちづくり2005	NPO法人しろい環境塾（白井市）
東金市の自然環境保護・調査及び自然観察会	ときがねウォッキング（東金市）
印旛沼をきれいにする活動	環境パートナーシップしば（千葉市）
てらこやプロジェクト：夏休み子どもエコキャンプ、里山体験“古民家で遊ぼうよ！”	PWプラスONE（東金市）
森林作りプロジェクト	NPO法人千葉自然学校（千葉市）
千葉県房総半島におけるシャープゲンゴロウモドキの生息する里山一水辺環境の保全	千葉シャープゲンゴロウモドキ保全研究会（横浜市）
栗山鳥の下自然公園保全とイベント	四街道メダカの会（四街道市）

表2-1-2 平成17年度NPO環境活動への助成事業（タイアップ助成：1事業）

事業	団体名（所在地）
日本の干潟におけるアサリ移入実態調査	東京湾アサリ再生プロジェクト（東京都港区）

表2-1-3 平成17年度市町村による戦略的自然再生事業への助成事業（3事業）

事業	申請者
谷津田いきものの里整備事業	千葉市
谷津ミュージアム整備事業	我孫子市
水と緑の里整備事業	袖ヶ浦市

表2-1-4 平成17年度負の遺産対策への助成事業（1事業）

事業	申請者
養老川市原市妙香地区水質保全対策事業	千葉県

表2-1-5 平成17年度なのはなエコプロジェクト参加団体

○菜の花による活動（165a）

栽培地	参加団体	栽培面積
八街市	エコ・やちまた	26a
大原町	菜の花エコ・大原	24a
鴨川市	江見なのはなエコプロジェクト	26a
君津市	NPO法人太陽国際村	60a
富津市	望みの門学園	4a
富津市	なのはなエコプロジェクトあまは	25a

○ヒマワリによる活動（68a）

栽培地	参加団体	栽培面積
鎌ヶ谷市	大津川水質浄化委員会	12a
市原市	南いちはら応援団	20a
君津市	NPO法人太陽国際村	20a
鎌ヶ谷市ほか	ちば環境再生県民の会	16a

第4節 「バイオマス立県しば」の推進

本県は全国有数の農林水産業、製造業の技術・インフラ、商業・流通業や学術研究機関の集積などバイオマスを利活用するうえで高い可能性を持っています。

これを最大限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が両立する活力に充ちた「バイオマス立県しば」を目指すため、その施策の方向性や推進の方策を明らかにした推進方針を15年5月に策定しました。

具体的には、バイオマстаунの中核となる施設を22年までに10箇所程度構築することを目指しており、その方策として、国の交付金等の積極的導入などの事業者支援、国等との連携、「バイオマス立県しば」アドバイザリー委員会などの推進体制の整備、県民向けの普及啓発活動などを行っています。

17年度は、食品残さを飼料化する施設や木質バイオマス発電施設の整備などの事業者支援、家畜排せつ物からメタンなどを製造する農林水産バイオリサイクル研究への参画・協力、産学官連携による木質バイオマス利活用実用化研究、シンポジウムの開催や各種イベントでのバイオマスプラスチック製品の展示・広報等の普及啓発活動を実施しました。

これからも、こうした取組により、バイオマスの利活用推進に努めていきます。

第5節 千葉県西・中央地域エコタウンプラン

県では先導的なリサイクルシステムの確立と地域振興等を目的として環境調和型のまちづくりを推進しており、都市化の進んでいる県の西・中央地域をモデル地区として、「千葉県西・中央地域*エコタウンプラン」を策定しました。

本プランでは、従来埋立処分されていた都市ごみ焼却灰を主原料としてセメントを製造する「*エコセメント製造施設」や一般廃棄物を溶融し、生成されるスラグ等の再利用により最終処分

量の削減にも寄与する「直接溶融施設」などの8つの施設整備をエコタウン事業として位置付け、国の承認を受けました。

今後は、これまでに設置促進を図ってきた施設の稼動を通して、資源循環型社会づくり促進効果を周辺地域に普及させていきます。

第6節 環境マネジメントシステム

1. 環境マネジメントシステムの構築について

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされています。

そこで、県民や事業者に環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先して* ISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全対策の計画的かつ総合的な推進及び日常活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めています。なお、14年2月には、知事部局の本庁を登録範囲にISO14001の認証を取得し、18年2月に更新されたところです。

2. 環境マネジメントシステムの概要

(1) 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部長で構成）」で審議を行い、知事により決定しました。

(2) 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び出先機関）が行う事務・事業を対象としています。

(3) 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとと

もに、広く一般に公表しています。環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減等を掲げています。

(4) 環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等43項目を設定しています。

(5) 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、84項目を設定しています。主な目標は次のとおりです。

ア 日常活動における環境負荷の一層の低減

- ・単位面積当たりの電気の使用量を11年度に比べて、18年度までに5%削減する。
- ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を前年度に比べて、削減する。
- ・コピー用紙及びパンフレットなどの印刷物の再生紙利用率を22年度までに100%とする。
- ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を11年度に比べて18年度までに5%削減する。

イ 事業活動における環境影響の一層の低減

- ・県公共事業のアスファルト・コンクリート塊の再資源化率を22年度までに100%とする。
- ・県公共事業の建設発生土の有効利用率90%以上を維持する。
- ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率を22年度で98%以上を維持する。
- ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とする。
- ・延床面積が一万m²以上の大規模施設を管理運営委託する場合には、「環境に配慮した管理運営計画」を委託者に提出させる。

(6) 実施体制の確立

本システムの着実な運営を図るため、環境管理責任者（環境生活部長）、環境活動責任者（各部局

庁の長）、環境活動推進員（全所属長）を設けました。

(7) 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施しました。

(8) 環境監査と知事による見直し

環境監査員（県職員）による環境監査を実施して、各部局の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

(9) 運用実績の公表

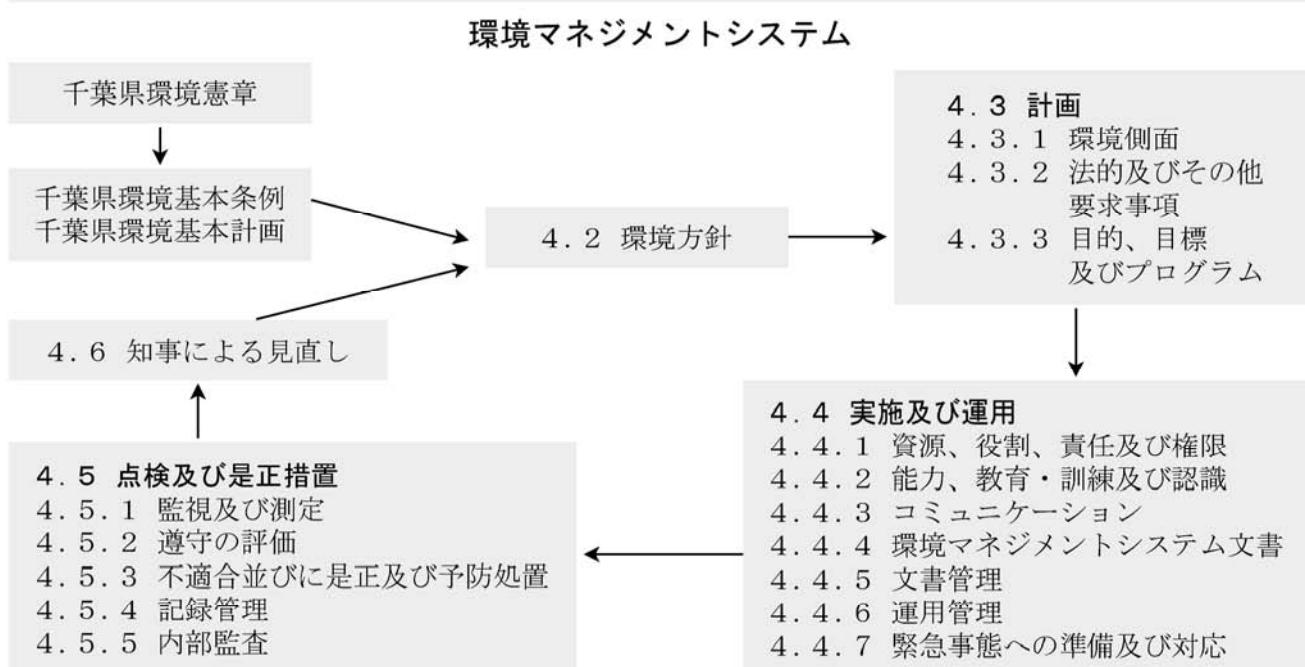
運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表します。

3. ISO14001をめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は8年に規格が発行されて以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、18年9月末現在で、21,116件となっています。また、県内の認証取得件数は、18年9月末現在で、446件あり、全国第11位となっています。

県内の自治体では、10年1月に白井市が自治体として全国で最初に認証取得して以来、県環境研究所（現：環境研究センター）や東金市、市川市クリーンセンター、船橋市北部清掃工場・南部清掃工場、市原市福増クリーンセンター、東金市外三町清掃組合環境クリーンセンター、柏市、佐倉市、千葉市、浦安市、市川市、山武郡市広域行政組合環境アクアプラント、松尾町、君津市、成田市が認証を取得しています。

環境マネジメントシステムの体系を次のように定め、〔環境方針〕から始まる〔計画〕—〔実施及び運用〕—〔点検及び是正措置〕—〔知事による見直し〕による継続的な改善を目指す。



環境方針

1 基本理念

私たちの生活は急速な経済発展に伴い、より便利で快適なものになりました。その代償として、生態系への影響をはじめ、自動車による大気汚染、生活排水や廃棄物等生活に起因する都市・生活型の環境問題から地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的なものまで様々な環境問題を引き起こすこととなりました。

21世紀は環境の世紀といわれ、環境への過大な負荷を後世に残さない社会を構築し、豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、美しく潤いのあるふるさとの調和のある発展を図ることが急務となっています。また、将来にわたる持続的発展を可能にするためには、日常生活、産業活動、社会基盤整備などあらゆる面において環境に配慮し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めることが重要になっています。

そこで千葉県は、県政運営に当たって「環境優先」を理念とし、環境の保全、再生及び創造をすべての施策の基本とします。また、県民や事業者へ環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進や事務・事業に伴う環境負荷のより一層の低減に努めます。

2 基本方針

- (1) 循環社会の構築、自然との共生、地球環境保全への貢献及び共に実践する環境保全活動の促進に向け各種施策を計画的かつ総合的に進めます。
- (2) オフィス活動において、省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底に取り組み、環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (3) 公共事業などの事業活動に伴う環境への影響について環境目的・目標を定め、環境負荷を低減させるための取り組みを進めます。
- (4) 環境関連の法令や条例等を尊守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 全ての職員に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境に対する意識の一層の向上を図ります。
- (6) 環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及び運用実績は広く一般に公表します。

平成14年1月23日

千葉県知事 堂 本 晓 子

環境目的及び目標登録表

制 定 平成13年3月26日
最終改定 平成18年3月31日

○環境保全施策の計画的・総合的な推進

環境方針	目 的	目 標	現 況
I 循環社会の構築	1 健全な自然の物質循環の確保	○大気中の二酸化硫黄の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H16年度)
		○大気中の二酸化窒素の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H16年度)
		○大気中の浮遊粒子状物質の環境基準の達成率を平成22年度までに100%とします。	99.1% (H16年度)
		○低公害車の普及台数を増加させます。	10,346台 (H16年度末)
		○大気中の有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の環境基準達成率を平成22年度までに100%とします。	ベンゼン 93% トリクロロエチレン 100% テトラクロロエチレン 100% (H16年度)
		○道路に面した地域の騒音の環境基準の達成率を平成22年度までに100%とします。	77.8% (面的評価) (H16年度)
		○水質のBOD（生物化学的酸素要求量）／COD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率を平成25年度までに64.6%に向上させます。	60.0% (H16年度)
		○東京湾のCODの環境基準達成率を平成21年度までに60%に向上させます。	45.5% (H16年度)
		○印旛沼のCOD値を減少させます。	9.4mg/ℓ (年平均値) (H16年度)
		○手賀沼のCOD値を減少させます。	8.9mg/ℓ (年平均値) (H16年度)
		○ダイオキシン類の土壌の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H16年度)
		○年間2cm以上の地盤沈下をなくします。	149.2km ² (H16年度)
		○「ちばエコ農産物」の栽培面積を拡大させます。	2,019ha (H16年度)
	2 環境に配慮した社会システムの構築	○1人1日当たりのごみ排出量を減少させます。	1,040g (H16年度)
		○一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。	24.2% (H16年度)
		○ごみの減量・減容処理率を向上させます。	91.6% (H16年度)
		○産業廃棄物の最終処分量を削減します。	76万t (H15年度)
		○産業廃棄物の再資源化率を向上させます。	56.0% (H15年度)
II 自然との共生	1 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全	○自然環境保全地域等の面積を拡大させます。	1,956ha (H16年度末)

環境方針	目的	目標	現況
		○鳥獣保護区の指定・確保に努めます。	41,567ha (H16年度末)
	2 自然を身近に感じられる快適環境の形成	○みどりとのふれあい空間の面積（都市公園等）を拡大します。 ○水辺に親しめる海岸・河川づくりを推進し、緩傾斜護岸等を平成22年度までに7.1km整備します。	9,818ha (H16年度末) 6.0km (H16年度末)
	3 人と自然とのふれあいの確保	○自然公園ビジターセンターなどの利用者数を平成22年度までに年間158千人に増加させます。 ○県民の森の利用者数を増加させます。 ○自然歩道の整備延長を平成22年度までに301kmにします。	141千人 (H16年度) 94万人 (H16年度) 281km (H16年度末)
III 地球環境保全への貢献	1 地球環境問題への貢献	○家庭1世帯当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、灯油）を平成14年に比べて平成22年までに10%削減します。 ○自家用自動車1台当たりの燃料使用量を平成14年に比べて平成22年までに10%削減します。 ○県民一人当たりのごみ（一般廃棄物）排出量を平成14年に比べて平成22年までに概ね10%削減します。 ○事務所等の床面積1m ² 当たりのエネルギー使用量（電気、ガス、燃料油等）を平成2年に比べて平成22年までに5%削減させます。 ○貨物自動車1台当たりの燃料使用量を平成14年に比べて平成22年までに5%削減します。 ○化学工業において、製造品出荷額等当たりのエネルギー使用量を平成2年に比べて平成22年までに10%削減します。 ○石油精製業において、製油所当たりのエネルギー使用量を平成2年に比べて平成22年までに10%削減します。 ○鉄鋼業において、粗鋼生産量当たりのエネルギー消費原単位を平成2年に比べて平成22年までに10%削減します。 ○上記以外の製造業において、製造品出荷額等当たりのCO ₂ 排出原単位を平成14年に比べて平成22年までに10%削減します。	38,754MJ／世帯 (H14年) 1,010ℓ／台 (H14年) 1,062g／人・日 (H14年) 1,885MJ／m ² (H2年) 2,841ℓ／台 (H14年) 10.7TJ／億円 (H2年) 22.2GJ／トン (H2年) 4.26 t-CO ₂ ／百万円 (H14年)
IV 共に実践する環境保全活動の促進	1 環境学習の推進	○環境学習への参加者数を毎年度17千人以上にします。 ○環境学習の指導者養成講座の修了者を平成22年度までに1,550人に増加させます。 ○環境学習拠点（環境研究センター環境学習施設、手賀沼親水広場、いすみ環境と文化のさと、飯岡刑部岬展望館、行徳野鳥観察舎）の利用者数を平成22年度までに20万人に増加させます。	16,652人 (H16年度) 1,057人 (H16年度末) 180,287人 (H16年度)

環境方針	目的	目標	現況
	2 環境に配慮した自主的行動の促進	○環境保全を活動目的とするN P Oを350団体に増加させます。 ○みどりのボランティアの登録者数を平成22年度までに850人にします。 ○県内の ISO14001及びエコアクション21の認証取得件数を平成22年度までに870件に増加させます。 ○芝草の無農薬管理技術の研究及び普及に努め、平成2年度以降開設のゴルフ場における無農薬管理の取組みを促進させます。	281団体 (H17年度末) 707人 (H16年度末) 372件 (ISO14001) (H16年度末) 52箇所 (H16年度末)

○日常活動における環境負荷の一層の低減

環境方針	目的	目標	現況
I エネルギーの削減	1 電気の使用量の削減	○本庁及び出先機関における単位面積当たりの電気の使用量を平成11年度に比べて、平成18年度までに5%削減します。ただし、県立病院、水道局の浄・給水場及び企業庁の取・浄・給水場を除きます。 ○流域下水道の終末処理場における流入水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成16年度に比べて、放流水質を確保しつつ削減に努めます。 ○県立病院（7病院）における電気の使用量を医療の質に配慮しながら、平成16年度に比べて増加させないように努めます。 ○水道局の浄・給水場における配水量1m ³ 当たりの電気の使用量を平成18年度から22年度までの5年間で、安定給水を確保しつつ、5%以上削減するよう努めます。 ○企業庁の取・浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの電気の使用量を平成16年度に比べて、給水義務を確保しつつ削減に努めます。	本庁 27,368千kwh 117kwh/m ² 出先機関 120,541千kwh 43kwh/m ² (H16年度) 461kwh/千m ³ (H16年度) 29,958千kwh (H16年度) 164,617千kwh 500kwh/千m ³ (H16年度) 43,894千kwh 160kwh/千m ³ (H16年度)
	2 都市ガスの使用量の削減	○本庁及び出先機関における都市ガスの使用量を平成11年度に比べて、平成18年度までに5%削減します。ただし、水道局の浄・給水場を除きます。 ○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの都市ガスの使用量を平成16年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。	本庁 1,085千m ³ 出先機関 6,074千m ³ (H16年度) 1,664千m ³ 5.1m ³ /千m ³ (H16年度)
	3 ガソリンの使用量の削減	○本庁及び出先機関におけるガソリンの使用量を平成12年度に比べて、平成18年度までに7%削減します。ただし、警察業務に使用する車両を除きます。	本庁 180kl 出先機関 959kl (H16年度)

環境方針	目的	目標	現況
	4 重油の使用量の削減	○本庁及び出先機関における重油の使用量を平成13年度に比べて、平成18年度までに5%削減します。ただし、船舶用の重油を除きます。	本庁 55kl 出先機関 2,031kl (H16年度)
		○船舶用の重油の使用量を平成16年度に比べて、増加させないように努めます。	出先機関 1,742kl (H16年度)
	5 軽油の使用量の削減	○車両及び船舶用の軽油の使用量を平成12年度に比べて、平成18年度までに7%削減します。ただし、警察業務に使用するものを除きます。	本庁 48kl 出先機関 491kl (H16年度)
		○出先機関における灯油の使用量を平成11年度に比べて、平成18年度までに5%削減します。ただし、水道局の浄・給水場、企業庁の浄水場及び警察業務に使用するものを除きます。	出先機関 2,436kl (H16年度)
	6 灯油の使用量の削減	○水道局の浄・給水場における配水量千m ³ 当たりの灯油の使用量を平成16年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。	689kl 2.10／千m ³ (H16年度)
		○企業庁の浄水場における配水量千m ³ 当たりの灯油の使用量を平成11年度に比べて、増加させないように努めます。	530kl 1.90／千m ³ (H16年度)
II 省資源の推進	1 紙使用量の削減	○コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を前年度に比べて削減します。	(A 4換算) 本庁 348,211千枚 出先機関 197,999千枚 (H16年度)
		○本庁及び出先機関における事務用品の環境配慮物品の調達率を平成22年度までに100%とします。ただし、環境配慮物品が製造されていない事務用品を除きます。	本庁 97.7% 出先機関 88.4% (環境配慮物品調達方針で数値目標を定めた品目の調達率の平均) (H16年度)
	2 環境配慮物品調達の推進	○本庁及び出先機関におけるコピー用紙の再生紙(古紙配合率100%)の利用率を平成22年度までに100%とします。	本庁 99.7% 出先機関 98.7% (H16年度)
		○本庁及び出先機関における外部に発注する印刷物の再生紙(古紙配合率70%以上)の利用率を平成22年度までに100%とします。	本庁 98.6% 出先機関 97.7% (H16年度)

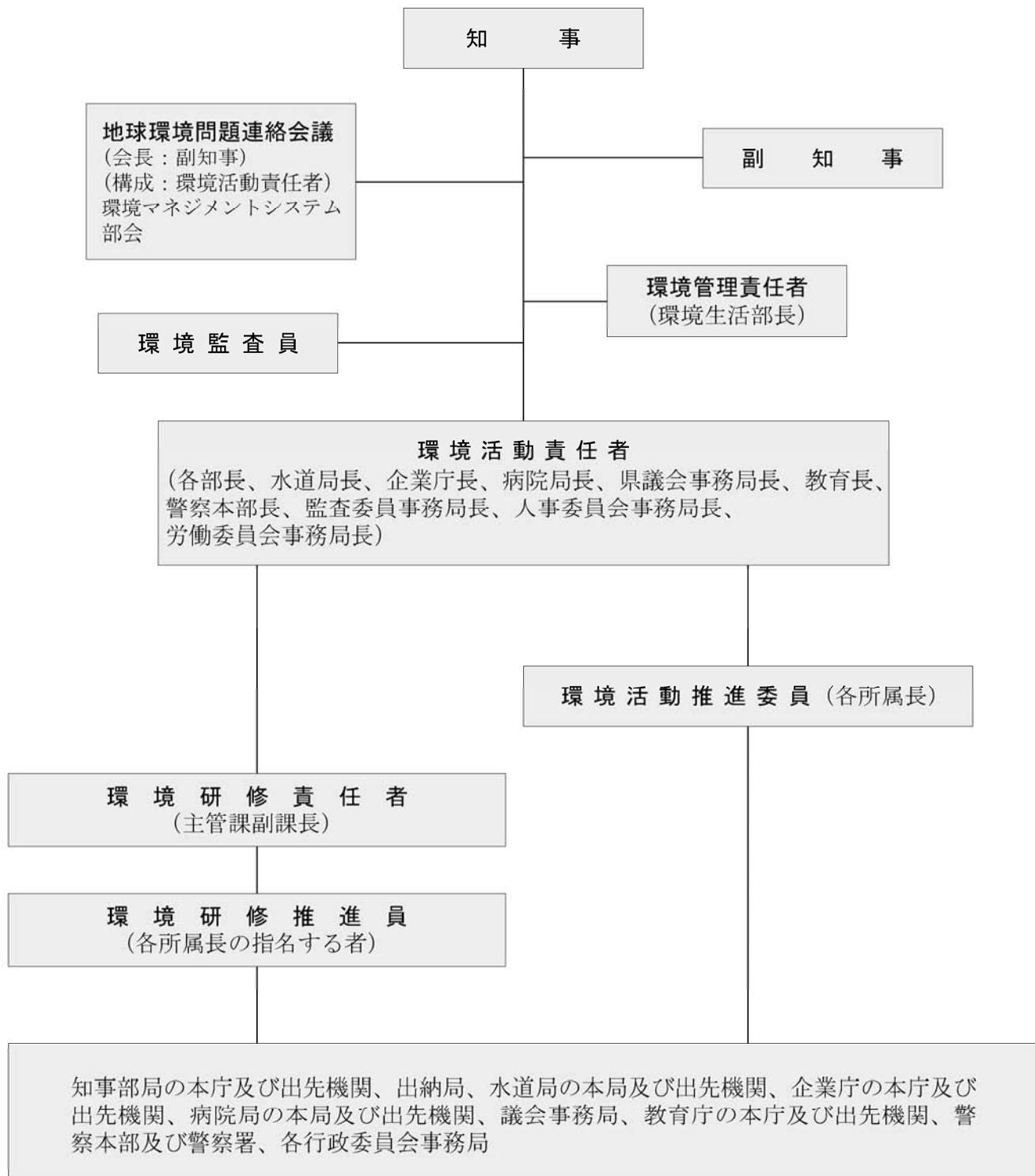
環境方針	目的	目標	現況
		○公用車の導入総数に占める低公害車（千葉県環境保全条例第56条及び千葉県環境保全条例施行規則第28条で規定される低公害車）の導入割合を100%とします。ただし、特殊車両等規定する低公害車がないものを除きます。	89.5% (低公害車のないものを除く) (H16年度)
	3 水使用量の削減	○本庁及び出先機関における水の使用量を平成11年度に比べて、平成18年度までに5%以上削減します。	本庁 309, 324m ³ 出先機関 2, 309, 828m ³ (H16年度)
III 廃棄物の削減・再資源化	1 廃棄物の削減	○本庁舎（県庁本庁舎・中庁舎、議会棟、警察本部庁舎、亥鼻別館）における一般廃棄物の発生量を平成11年度に比べて、平成18年度までに5%削減します。 ○本庁舎における一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。 ○本庁舎以外における一般廃棄物の発生量を平成13年度に比べて、平成18年度まで5%削減します。	786, 077kg (H16年度)
	2 医療系廃棄物の適正な処理	○医療系廃棄物について、引き続き適正な処理を図ります。	68.1% (H16年度)
			8, 075, 623kg (H16年度)

○事業活動における環境影響の一層の低減

環境方針	目的	目標	現況
I 公共事業における環境影響の低減	1 環境に配慮した工事の実施	○県が発注する全ての工事について、「環境に配慮した工事実施計画」を請負業者に提出させます。	99.5% (提出させた件数割合) (H16年度)
	2 建設副産物のリサイクルの推進	○アスファルト・コンクリート塊の再資源化率を平成22年度までに100%とします。	99.0% (H16年度)
		○コンクリート塊の再資源化率を平成22年度までに100%とします。	98.5% (H16年度)
		○建設発生木材の再資源化・縮減率95%以上を維持します。	98.5% (H16年度)
		○建設汚泥の再資源化・縮減率を75%以上を維持します。	98.9% (H16年度)
		○建設混合廃棄物の排出量を平成12年度に比べて、平成22年度までに50%削減します。	33% (H16年度)
	3 環境に配慮した資材の使用	○建設発生土の有効利用率90%以上を維持します。	92.4% (H16年度)
		○溶融スラグの利用の推進を図ります。	578 t (H16年度)
		○エコセメントの利用の推進を図ります。	30 t (H16年度)
		○熱帶木材型枠の全型枠に占める割合の削減を図ります。（土木工事を除く）	1.9% (H16年度)

環境方針	目的	目標	現況
I 大気汚染の軽減	4 大気汚染の軽減	○建設機械の排ガスによる大気汚染の軽減を図ります。	98.5% (対策を実施した件数割合) (H16年度)
	5 騒音・振動の軽減	○建設機械の騒音・振動の軽減を図ります。	96.6% (対策を実施した件数割合) (H16年度)
	6 自然の景観及び生態系の維持保全	○自然公園特別地域において、1ha以上（道路は延長2km若しくは幅員10m以上）の開発工事を行う場合は、事前に環境調査を行います。	該当公共事業 2件 (H16年度)
	7 電子入札の推進	○公共工事に係る電子入札を平成18年度において200件実施します。	30件 (見込み) (H17年度)
II 上・下水道の維持管理における環境影響の低減	1 上水道施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率について、平成22年度で98%以上を維持します。	97.7% (H16年度)
	2 下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○下水道施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とします。	83.8% (H16年度)
	3 工業用水施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○工業用水施設から発生する汚泥のリサイクル率を80%以上とします。	79.8% (H16年度)
III 大規模施設の管理運営における環境影響の低減	1 環境に配慮した大規模施設の管理運営	○延床面積が1万m ² 以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させます。	対象施設 ・文化会館 ・幕張メッセ国際展示場 ・かずさアカデミアホール ・さわやかちば県民プラザ ・県立美術館 ・国際総合水泳場

環境マネジメントシステムを推進するための組織の体制



第7節 エコテク・サポート制度 ～環境新技術推進制度～

1. エコテク・サポート制度

本県の多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして9年11月に環境新技術推進制度を創設しました。

2. 制度の内容

(1) 趣旨

本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与するため、県の施策の方向に沿う民間の実用化の見込みの高い技術等を対象とした共同研究等を進め、その推進を図るもので

(2) 対象技術（環境新技術）

公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適応可能な技術を対象としています。

(3) 対象者

民間の事業者（原則として個人は除く。）であつて、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象としています。

(4) 推進方法

県は、必要に応じて共同研究の及び公開試験の機会の提供を行います。

3. 制度の適用実績

共同研究については、19年3月までに、廃棄物の処理システムの構築に関する研究3件、都市排水路等の水質浄化施設の開発に関する研究1件、窒素酸化物対策用光触媒塗料の開発に関する研究1件及び竹炭を利用した土壤浄化システムに関する研究1件の申し出があり、技術開発のための研究が実施されました。

公開試験については、道路沿道の大気浄化技術及び手賀沼の水質浄化技術に関する2課題の公募

を行い、道路沿道の大気浄化の課題は、二酸化チタン等の光触媒を用いた窒素酸化物の除去のための6技術、手賀沼の水質改善に関する課題では21技術について、現地において公開試験が実施されました。

4. 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要があります。その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、東京大学・千葉大学等の県内理工系大学、企業、産業支援技術研究所・環境研究センター等の公設試験研究機関等が参加する産学官連携の「千葉県環境新技術開発事業化研究会」を開催しています。

研究会では、情報提供や意見交換に加えて、環境ビジネスと関係者との交流を図るシンポジウムの開催や、バイオマス、リサイクル、水・大気の分科会、リサイクル施設見学会等の活動を行い、環境関連分野に取り組む企業を支援しています。

第8節 公害防止計画

1. 千葉地域公害防止計画の策定

(1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画です。

この制度は昭和45年度にスタートし、18年3月末現在26都道府県32地域で計画を策定しています。

本県では、昭和45年度に千葉・市原地域、47年度に江戸川流域地域の公害防止計画を策定し、そ

の後、49年度に両計画を統合して計画地域を15市町に拡大した千葉臨海地域公害防止計画を策定し、54年度からさらに期間を5年間延長しました。

59年度には、臨海地域に隣接している印旛沼、手賀沼の水質悪化が著しく、浄化が必要であることなどから、15市町から26市町村へと大幅に地域拡大し、元年度には本計画の名称を「千葉地域公害防止計画」と変更し、計画地域を旧計画地域の26市町村に閑宿町を加え27市町村として、地域を拡大し、13年度まで実施してきました。

14年6月28日に環境大臣から、22市（前計画から酒々井町、印旛村及び本塙村を除外、計画策定後、野田市と閑宿町、柏市と沼南町が合併）の地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市町と協力して18年度末を期限とする新計画を策定し、15年2月に環境大臣の同意を得ました。

（2）計画の概要

ア 計画期間

14年度から18年度までの5年間

イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域（合計22市）

ウ 計画の目標

計画の目標は表2-1-6のとおりであり、目標が全体として、18年度末を目指して維持達成されるよう努めます。

エ 計画の主要課題

（ア）自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図ります。

（イ）河川の水質汚濁

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図ります。

（ウ）印旛沼・手賀沼の水質汚濁

印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図り

ます。

（エ）東京湾の水質汚濁

東京湾のCODに係る水質汚濁ならびに窒素及び磷による富栄養化の防止を図ります。

（オ）地下水汚染

トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図ります。

オ 公害防止計画事業の進捗状況

計画における計画事業費の総額は約5,161億円です。その内訳は、地方公共団体が実施する事業に要する経費が約4,079億円、事業者が行う事業に要する経費が約1,082億円です。

（ア）地方公共団体等が行う事業

計画において県及び市町村が主体となって講ずることとした主な公害対策事業は表2-1-7のとおりです。

なお、事業別の計画事業費は表2-1-8のとおりです。

（イ）事業者の行う事業

計画において、事業者が行う大気、水質及び騒音等関係公害防止施設に係る計画事業費は表2-1-9のとおりです。

表2-1-6 計画の目標

区分		項目	目標
1 大気汚染		浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準 ・浮遊粒子状物質 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 ・光化学オキシダント 1時間値が0.06ppm以下であること。
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
		ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
2 水質汚濁	① 健康区域目	ア 公共用水域	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値水質(水底の底質を除く。) 1年平均値が1pg-TEQ以下であること。 水底の底質150pg-TEQ/g以下であること。
		イ 地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値 ・六価クロム 0.05mg/l以下 ・四塩化炭素 0.002mg/l以下 ・シスー1, 2-ジクロロエチレン 0.04mg/l以下 ・1, 1-ジクロロエチレン 0.02mg/l以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg/l以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg/l以下
	② 生活環境項目	ア 河川	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値(ただし、東京湾における全窒素、全燐については一部暫定目標) ア 河川 生物化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 5mg/l以下 D類型 8mg/l以下 E類型 10mg/l以下 イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3mg/l以下 B類型 5mg/l以下 全窒素 全燐 III類型 0.4mg/l以下 0.03mg/l以下 V類型 1mg/l以下 0.1mg/l以下 ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 8mg/l以下 全窒素 全燐 II類型 0.43mg/l以下 0.036mg/l以下 III類型 0.83mg/l以下 0.065mg/l以下 IV類型 1.2mg/l以下 0.09mg/l以下
3 騒音	騒音		「騒音に係る環境基準について」 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) 第1に定める基準値 昼間 夜間 A A類型 50dB以下 40dB以下 A及びB類型 55dB以下 45dB以下 C類型 60dB以下 50dB以下 ただし、次に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上記によらず下記の基準値とする。 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 60dB以下 55dB以下 B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 65dB以下 60dB以下

	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号) 第1に定める基準値 I類型 70WECPNL以下 II類型 75WECPNL以下
4 地盤沈下	地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと

表2-1-7 公共団体等の実施する主な公害対策事業

(14～18年度)

事業名	内 容
下水道整備	増加処理人口 401千人
廃棄物処理整備	処理能力 (事業実施団体数) 1,691t/日 (8市等)
ごみ処理施設	80t/日 (1市)
粗大ごみ処理施設	263kℓ/日 (1市1組合)
し尿処理施設	埋設容量31.5千m ³ 以上 (2市)
埋立処分地設	リサイクルプラザ
生ごみ堆肥施設	127t/日 (2市)
監視測定体制整備	10t/日 (1市)
公害防止調査研究	環境測定機器及び監視測定機器の整備並びに低公害車の購入 (7市)
公園緑地等整備	有害大気汚染物質調査等
交通対策	県立公園整備事業等
地盤沈下対策	交差点改良 道路整備
	河川流量調整 工業用水道整備

表2-1-8 公害対策事業の事業費

(14～18年度)

事業名	計画期間内 計画事業費 (百万円)
公害対策事業	公共下水道 (終末) 9,094
	流域下水道 (終末) 7,380
	ごみ処理施設 64,913
	し尿処理施設 3,790
	埋立処分地 2,756
	その他 4,859
	監視測定体制設備 1,278
	公共下水道等 (管渠) 65,985
	公害防止調査研究 1,139
	その他 10,710
公害関連事業	公園緑地等整備 90,830
	交通対策 141,043
	地盤沈下対策 539
	その他 3,570
合 計	
407,886	

表2-1-9 計画における事業者の講ずる措置に
係る事業費

(14～18年度)

	計画期間内 計画 事業費 (百万円)
大気関係	81,001
水質関係	16,574
騒音・悪臭関係	1,081
産業廃棄物関係	5,802
その他の	3,764
合 計	108,222

第9節 公害防止協定

1. 制度の概要

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結しています。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっています。

2. 締結の経緯

本県では、昭和43年11月に東京電力㈱との間に公害防止協定を締結したのをはじめとして、18年11月現在、千葉臨海地域に進出している主要企業52社61工場との間で協定を締結しています（表2-1-10）。

3. 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めており、期間の限定はしていません。

4. 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を明示して定めており、現在の細目協定は17年1月20日付けで更新され、その概要は次のとおりです。

(1) 適用期間

17年4月1日から22年3月31日まで

(2) 協定の内容

ア 大気汚染の防止

(ア) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの全協定工場の排出総量及び工場ごとの*総量規制を定めています。

(イ) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めています。

イ 水質汚濁の防止

(ア) COD等の汚濁負荷量については総量規制を定めています。

(イ) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて排出水中の濃度、負荷量を定めています。

(ウ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めています。

ウ その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を定めているほか、地球温暖化物質の排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めています。

5. 公害防止協定の取組

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、県民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、法令よりも厳しい基準を盛り込んだ公害防止協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を上げてきました。

しかし、17年2月以降4工場において排水の水質測定結果を協定値内に書き換えるなどの協定違反が相次いで判明したことから、協定が築いてきた公害防止の歴史や意義や企業の社会的責任を十分再認識して企業経営に当るよう、それぞれ再発防止と抜本的な対策を強く指示しております。

6. かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業との間に締結しているこの公害防止協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結することとしています。

なお、6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エ

一研究所と協定を締結したのをはじめとして、18年11月末現在、19事業所との間で協定を締結しています（表2-1-11）。今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定です。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりです。

（1）環境の維持・向上のための基本的方向

かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的とする方向を定めています。

（2）環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全

対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理、快適な環境づくりの推進と事業所が実施すべき環境活動について定めています。

（3）環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成・提出、環境報告書の審査、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めています。

（4）責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等責務の確認について、定めています。

表2-1-10 公害防止協定締結工場（18年11月現在）

関係市	工 場 名	所 在 地	公害防止協定締結年月日
千葉市	J F F スチール㈱東日本製鉄所（千葉地区）	千葉市中央区川崎町1	49. 1. 21
	東京電力 ㈱東火力事業所千葉火力発電所	〃 〃 蘇我町2-1377	〃
	J F E 鋼板 ㈱千葉製造所	〃 〃 塩田町385-1	51. 6. 14
	新東日本製糖 ㈱本社工場	〃 美浜区新港36	〃
	サミット美浜パワー千葉みなと発電所	〃 〃 35	〃
	㈱J-Oイルミルズ関東事業所千葉工場	〃 〃 230	〃
	美浜シーサイドパワー㈱新港発電所	〃 〃 228-1	16. 1. 26
市原市	昭和電工 ㈱千葉事業所	市原市八幡海岸通3	49. 1. 21
	キャボットジャパン ㈱千葉工場	〃 〃 3	〃
	王子コーンスター ㈱千葉工場	〃 〃 9	〃
	大日本インキ化学工業 ㈱千葉工場	〃 〃 12	〃
	旭硝子 ㈱千葉工場	〃 五井海岸10	〃
	チッソ石油化学 ㈱五井製造所	〃 〃 5-1	〃
	丸善石油化学 ㈱千葉工場	〃 〃 3	〃
	コスモ石油 ㈱千葉製油所	〃 五井海岸2	〃
	東京電力 ㈱東火力事業所五井火力発電所	〃 〃 1	〃
	電気化学工業 ㈱千葉工場	〃 五井南海岸6	〃
	日本曹達 ㈱千葉工場	〃 〃 12-8	〃
	協和発酵ケミカル ㈱千葉工場	〃 〃 11	〃
	宇部興産 ㈱千葉石油化学工場	〃 〃 8-1	〃
	極東石油工業 ㈱千葉製油所	市原市千種海岸1	49. 1. 21
	東レ ㈱千葉工場	〃 〃 2-1	〃
	J S R ㈱千葉工場	〃 〃 5	〃
	三井化学 ㈱市原工場	〃 〃 3	〃
	出光興産 ㈱千葉製油所	〃 姉崎海岸2-1	〃
	出光興産 ㈱千葉工場	〃 〃 1-1	〃
	東京電力 ㈱東火力事業所姉崎火力発電所	〃 〃 3	〃

関係市	工 場 名	所 在 地	公害防止 協定締結 年月日
市原市	住友化学(株)千葉工場(姉崎地区)	市原市姉崎海岸5-1	〃
	日本板硝子(株)千葉事業所	〃 〃 6	〃
	古河電気工業(株)千葉事業所	〃 〃 6	〃
	日立化成工業(株)五井事業所	〃 五井南海岸14	〃
	旭ペンケミカル(株)千葉工場	〃 五井海岸10	〃
	三井造船(株)千葉事業所	〃 八幡海岸通1	51. 6. 14
	三菱製綱(株)千葉製作所	〃 〃 1-6	5. 1. 8
	三井製糖(株)千葉工場	〃 〃 2-16	5. 3. 12
	京葉モノマード(株)	〃 〃 2-16	7. 2. 9
	市原エコセメント(株)	〃 八幡海岸通1-8	13. 3. 28
袖ヶ浦市	(株)ベイサイドエナジー市原発電所	〃 五井南海岸8-9	15. 5. 14
	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	49. 1. 21
	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	〃 〃 1	〃
	吉野石膏(株)千葉第一工場	〃 〃 18	〃
	東邦化学工業(株)千葉工場	〃 〃 10	〃
	広栄化学工業(株)工場	袖ヶ浦市北袖25	〃
	片倉チッカリン(株)千葉工場	〃 〃 13	〃
	日産化学工業(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 11-1	〃
	日本燐酸(株)	〃 〃 14	〃
	東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所	〃 中袖2-1	〃
	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場	〃 〃 5-1	〃
	チヨダワーテ(株)千葉工場	〃 北袖12-1	61. 4. 1
	吉野石膏(株)千葉第二工場	〃 南袖52	元. 12. 22
	(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所	〃 中袖20-1	4. 7. 10
	(株)川重ガスタービン研究所	〃 南袖50-1	6. 1. 18
	(株)エヌエスエネルギー袖ヶ浦袖ヶ浦発電所	〃 中袖5-1	15. 3. 25
	東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 1-1	15. 9. 30
	(株)中袖クリーンパワー中袖クリーンパワー発電所	〃 〃 5-1	18. 4. 18
	吉野石膏(株)千葉第三工場	〃 南袖46-48	18. 10. 6
木更津市	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2	13. 11. 16
君津市	君津共同火力(株)	君津市君津1	49. 1. 21
木更津市 君津市 富津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所	君津市君津1	49. 1. 21
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	60. 9. 27
	新日本製鐵(株)技術開発本部総合技術センター	〃 〃 1	49. 3. 30
計			52社61工場

表2-1-11 かずさ環境協定締結事業所（18年11月現在）

立地市	事業所名	協定締結日
木更津市	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6. 6. 21
	三菱ウェルファーマ株かずさ研究所	9. 11. 25
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10. 12. 28
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12. 11. 10
	クリエイション・コアかずさ入居者*	
	株天然素材探索研究所	13. 1. 12
	株プロテイン・エクスプレス	13. 1. 12
	株ホンダ・リサーチ・インスティチュート・ジャパン	13. 1. 12
	マナック株	15. 1. 17
	ビオックス・テクノロジー株	15. 9. 12
	かずさバイオインキュベータ入居者*	
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16. 6. 4
	帝國製薬株	17. 8. 26
	(有)ケアティス	17. 12. 1
	株ジナリス	18. 6. 16
	(独)製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14. 2. 13
君津市	佐藤製薬株かずさアカデミア工場	14. 3. 29
	河村産業株かずさ工場	15. 5. 2
	凸版印刷株	15. 9. 24
	児玉工業株本社工場	17. 7. 22
	弘洋電子機器株かずさアカデミア工場	18. 11. 1

*(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

第10節 環境影響評価制度等

1. 環境の汚染を未然に防止する制度

環境の汚染を未然に防止するため、県においては、環境影響評価制度、宅地開発や工業団地への事業場の立地に際しての事前審査等の制度を設けています。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価を行うとともに環境の保全のための措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みであり、環境アセスメントともいいます。

事前審査制度は、環境影響評価制度の対象規模未満の宅地開発や、臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地に当たって、県が環境の保全の見地から事前審査を行うものであり、これらの制度の運用により、公害の発生の未然防止と地域の環境の保全の確保が総合的に図られるよう努めています。

2. 環境影響評価制度の概要

(1) 経緯

県では、昭和55年に、環境影響評価に関する手続等を定めた「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、56年以降、約150件を超す事業について環境影響評価の実施を指導してきました。

一方、国においても、昭和59年に閣議決定により定められた要綱等により、国が実施又は関与する事業について環境影響評価の実施が図られてきましたが、平成9年6月に、閣議決定要綱を充実・改善する形で、新たな手続や考え方を取り入れられた「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価制度が確立されました。

同法の制定を受け、県においても、指導要綱の見直しを行い、10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定・公布し、同法とともに11年6月から施行されています。

(2) 環境影響評価法

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を対象として環境影響評価手続を定めています（対象事業の種類・規模については表2-1-12参照）。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要是以下のとおりです。

ア 第二種事業についての判定 (*スクリーニング)

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」よりも一定の範囲で規模が小さい「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を受けます。

イ 環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)の手続 (*スコーピング)

事業者は、環境影響評価(調査・予測・評価)の項目や方法を記載した方法書を縦覧します。

方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見、学識経験者等で構成される環境影響評価委員会の答申を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べます。

ウ 環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を縦覧し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べます。

エ 環境影響評価書(以下「評価書」という。)の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書に対して、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で縦覧します。

(3) 千葉県環境評価条例

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めています。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様ですが、事業計画概要書に関する手続が行われる点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが免許等を行う者ではなく知事である点などが法の手続と異なっています(手続の流れについては図2-1-2参照)。

また、条例により法の手続に付加される手続として、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面(見解書)の縦覧、環境影響評価委員会への諮詢、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの規定が設けられています。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則や環境影響評価技術細目等を制定し、条例と併せて運用しています。

(4) 平成17年度中の環境影響評価実施状況

17年度は、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、次のとおり、合計5件の事業について、環境影響評価の手続が行われており、それぞれの事業に対する知事意見はホームページに掲載しています。

また、事業を実施している事業者から事後調査報告書が適宜提出されました。

ア 法対象事業(対象事業の種類・規模・手続状況)

- 1 成田新高速鉄道線建設事業(鉄道の建設・鉄道の長さが19.1km・準備書手続)
- 2 一般国道464号北千葉道路(印旛~成田)建設事業(一般国道の改築・道路の長さが13.5km・準備書手続)
- 3 東京国際空港再拡張事業(羽田空港)(滑走路の新設(長さが2,500m)を伴う飛行場の変更及び公有水面の埋立て(埋立て面積97ha)・準備書手続)

イ 条例対象事業

- 1 日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置(廃棄物焼却施設の設置・処理能力1000t/

日・準備書手続)

- 2 (仮称)成田市・富里市新清掃工場整備事業(廃棄物焼却施設の新設・処理能力224t/日・方法書手続)

3. 開発行為の事前調査

県内で10ha以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業等の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「宅地開発事業指導要綱」等に基づき関係部局へ協議することになっています。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなります。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるように指導し、環境の保全に努めています。

第11節 環境月間

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがいのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るために国際機関の設置が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭和48年から6月5日からの1週間を「環境週間」に、平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められました。

1. 千葉県環境月間行事の実施

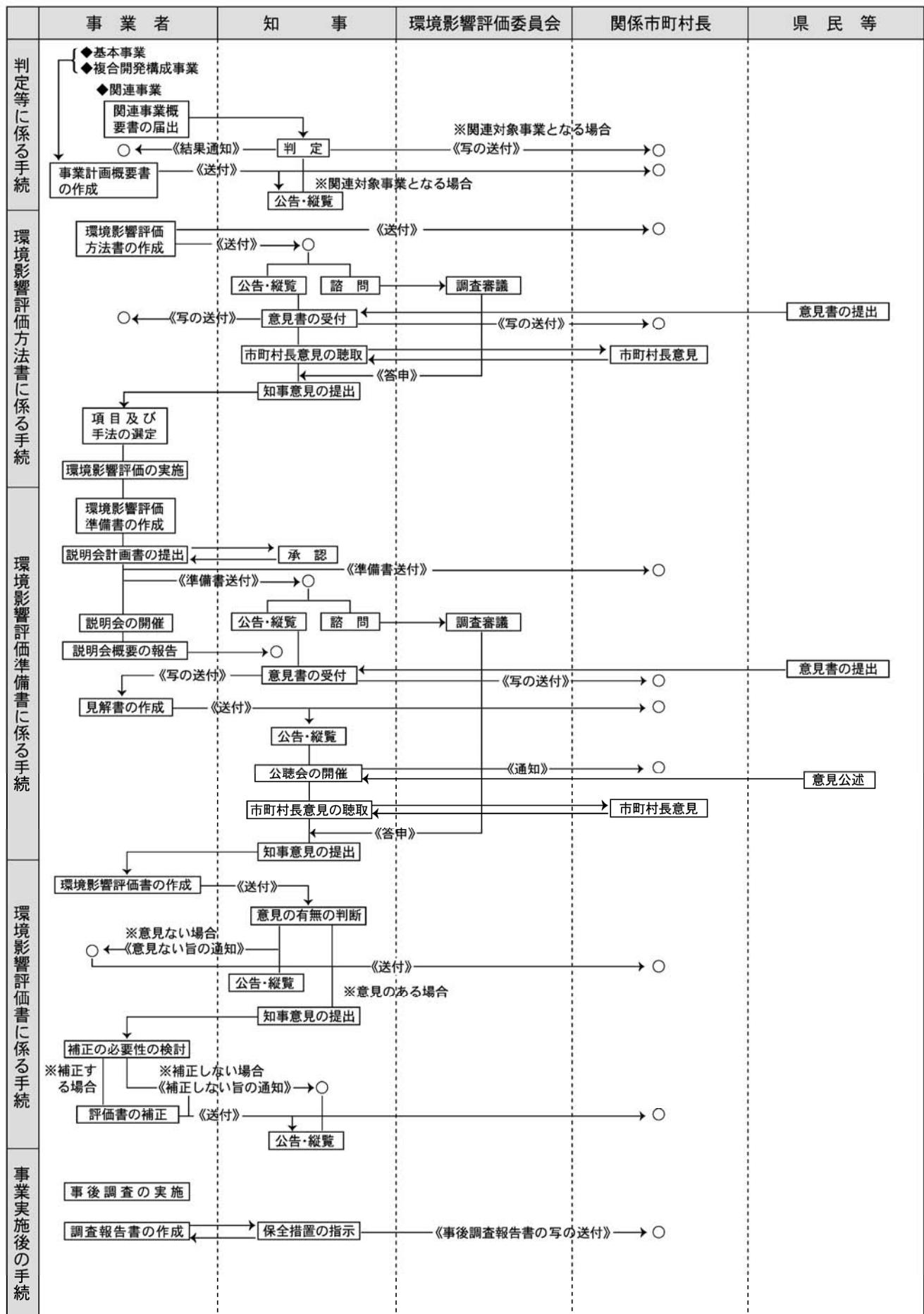
県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」として、毎年各種の啓発行事を展開しています。

18年度の主な環境月間行事は表2-1-13のとおりであり、「ごみひろい みんなでひろって スッキ

表2-1-12 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類・規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の対象事業（基本事業）
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道 首都高速道路等 自動車専用道路 一般国道 県道・市町村道・農道 林道 自然公園等の区域内	すべて 4車線以上 —— 4車線以上・10km以上 —— 幅員6.5m以上・20km以上 ——	—— —— —— 4車線以上・7.5km～10km —— 幅員6.5m以上・15km～20km ——	4車線以上 4車線以上・7.5km～10km 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・10km～20km 2車線以上
2 河川工事	ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良	新幹線鉄道 普通鉄道 モノレール 軌道	すべて 長さ10km以上 —— 長さ10km以上	長さ7.5km～10km —— 長さ7.5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更		滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			滑走路長 1875m～2500m
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更		埋立面積30ha以上	埋立面積25ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓		面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業			面積40ha～50ha
9 新住宅市街地開発事業	住宅・工場・研究施設上記以外	面積100ha以上（都計事業）	面積75ha～100ha（都計事業）
10 工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地開発事業	住宅・工場・研究施設上記以外	面積100ha以上（都市機構他の事業）	面積75ha～100ha（都市機構他の事業）
14 レクリエーション施設用地造成事業	総合遊園地など ゴルフ場（新設） ゴルフ場（増設）	—— —— ——	面積75ha以上 18ホール以上 9ホール以上
15 工場の新設又は増設		—— ——	排水量1万m ³ /日又は 燃料使用量20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設		—— ——	敷地面積15ha又は 計画処理人口20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設		—— ——	処理能力250k1/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設	焼却施設 溶融施設	—— ——	処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上
19 砂利等採取事業		——	採取場面積30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業	自然公園等の区域内 自然公園等の区域外	—— ——	埋立面積10ha以上 埋立面積40ha以上

図2-1-2 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ



「りきぶん」をテーマに各種行事を展開し、環境保全の重要性について県民の理解を求めました。

2. 環境保全功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功績のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として昭和52年度から、地域環境保全に顕著な功労のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として56年度からそれぞれ表彰しており、18年度までの被表彰者数は、千葉県

環境賞81名（個人55名、団体26団体）、地域環境功労者知事感謝状贈呈者106名（個人73名、団体33団体）となっています。

なお、18年度の被表彰者は表2-1-14のとおりです。

3. その他

環境月間以外の行事として、ゴミゼロ運動、3R推進月間等の各種行事を実施しました。

表2-1-13 主な環境月間関連行事実施結果一覧（18年度）

行 事 名	内 容	場 所	期 日
ゴミゼロ運動	ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的に、散乱空き缶等の県内一斉清掃の実施	県内一斉	5月28日を中心
平成18年度千葉県 環境月間表彰式 ○環境保全功労者表彰 ○環境月間にちなんだポスター・作文・標語入賞者表彰	千葉県環境賞（1団体） 地域環境功労者知事感謝状（1団体、4名） 知事表彰入賞者ポスター（8名）、作文（8名）、標語（7名）〈応募総数2,966点〉	県庁	6月13日
一斉路上合同調査	八都県市等で連携しながら、ディーゼル車規制の効果的な取り組みを行った。	千葉市、成田市、勝浦市	6月6日
鳥獣保護功労者表彰式	鳥獣保護活動における功績のあった個人・団体の表彰を行った。	千葉県庁	表彰式 6月6日
愛鳥作品コンクール	愛鳥思想の普及啓発を図るため、小・中・高校生を対象に愛鳥ポスターを募集し、表彰を行った。	千葉県庁	募集締切 6月30日 表彰式 8月29日
ゲンジボタル観賞の夕べ第2回	ゲンジボタルの集団発光を観察した。	スポット7 ホタルの里（大原町山田地区）	6月3日
海辺の植物を見にいこう	日本で最初に指定された天然記念物「太東海浜植物群落」とその周辺の植物を観察した。	「太東植物群落」指定地周辺（岬町和泉地区）	6月25日
不法投棄監視合同パトロール	地元自治体と合同で不法投棄箇所等のパトロールを行った。	千葉県白井市内	6月9日
産業廃棄物収集運搬車両路上調査	不法投棄等を未然に防止するため、産廃の収集運搬車両を路上で調査した。	東関東自動車道 習志野バリア	6月14日
千葉県環境研究センター一般公開	研究室等公開を実施。	①大気部他 (市原市) ②水質地質部 (千葉市)	①6月12日～16日 ②6月5日～11日

行 事 名	内 容	場 所	期 日
公開講座	「ふれてみよう房総の地質環境」をテーマに、実験・体験を通じて地質環境について学んだ。	県環境研究センター水質地質部(千葉市)	6月10日
公開講座	バスによる廃棄物処分場の見学を実施。	市原市内廃棄物処分場	6月23日
プラネタリウム一般公開	一般の方にプラネタリウムを公開し、星座解説や星座にまつわる神話などを紹介した。	千葉県立水郷小見川少年自然の家	6月25日
やさしいカヌー(基礎編)	アウトドア・スポーツとして人気の高いカヌーをミニハーバーで体験し、自然と親しんだ。	千葉県立水郷小見川少年自然の家	6月3日
初めてのさかな釣りNo.1「はじめましてお魚くん」	地元の釣り名人を講師に、釣りのマナーや仕掛け作りなど魚釣りの基本を学んだ。	千葉県立大房岬少年自然の家	6月3日～4日
子どものための環境教育	指導者を対象とした講座で、環境教育を実施するにあたり、子どもが主体的に学ぶ力を身につけられるようワークシートを通して学習した。	千葉県立中央博物館	6月10日
持続可能な社会のための教育	海外で行われている「上総掘り」を例に、国際理解・環境教育学習の授業案を作成し、討議を行った。	千葉県立中央博物館	6月17日
海藻押し葉教室	海藻の話・海藻押し葉制作方法・海藻押し葉作りの体験を行った。	千葉県立安房博物館	6月15日
県民の日・開館記念日科学館フェア「ソーラーカー試乗会」	ソーラーカー試乗会を実施	現代産業科学館	6月15日

表2-1-14 18年度被表彰者

1 千葉県環境賞

氏 名 (名称)	功績分野	功 績 概 要
江戸川を守る会 松戸支部	環境保全	長年にわたり河川敷の清掃や、河川の監視活動など、江戸川の良好な環境整備に取り組むとともに、地域の子どもたちの環境への理解を深めるため、小中学生を主な対象とした河川愛護の啓発活動や、河川浄化標語を募集し優秀作品に対して表彰を行うなど、熱心に活動しており、環境保全に係るその功績は多大である。

2 地域環境功労者知事感謝状

氏 名 (名称)	功績分野	功 績 概 要
鈴 木 勇太郎	自然保護	<p>長年にわたり、自然保護指導員として、大房岬自然公園を巡回し、保全地域における自然環境の保全のための指導及び監視を熱意をもって遂行している。</p> <p>また、富浦土曜学校等を開催し、多くの方々に自然環境の大切さを伝えるなど、地域の自然環境保護に多大な貢献をしている。</p>
榎 本 義 夫	自然保護	<p>長年にわたり、自然保護指導員として、南房総国定公園（富津市新舞子海岸付近）の巡回を実施し、同区域内における危険箇所や違反行為等の報告を熱心に行うなど、自然環境の保護に多大な貢献をしている。</p>
齊 藤 進	環境保全	<p>長年にわたり、大網白里町産業廃棄物等不法投棄監視員として、地域の不法投棄防止に関する監視活動を行い、不法投棄の危険箇所への防止看板の設置を行うとともに、日常生活においても、地域の清掃活動に積極的に参加するなど環境への意識が高く、地域の環境保全に多大な貢献をしている。</p>
梶 一 夫	環境保全	<p>長年にわたり、白子町南白亀地区を中心とした海岸砂丘地帯の不法投棄監視活動や漂着したゴミ・不法投棄されたゴミの収集を行い、さらには、アカウミガメの産卵場所や、コアジサシのコロニーの保護・監視に取り組み、その状況を関係機関に情報提供するなど、貴重な生態系の保全に多大な貢献をしている。</p>
ときがねウォッチング	環境保全	<p>長年にわたり、小学生を対象とした環境教育支援（自然観察）、市民を対象とした自然観察会を実施するなど行政とも協力して環境意識の啓発を行っている。また、自然の保護と再生の活動として選別除草による野草の保護、雑木の植林育成など様々な実践活動を行い、地域の自然環境の保全に多大な貢献をしている。</p>

第12節 千葉県地域環境保全基金

1. 設置の趣旨

都市・生活型の環境問題に対する取組が実効を挙げるためには、県民等の自覚と行動が不可欠であることに加えて、県民のニーズも単に公害のない環境にとどまらず、快適でうるおいのある生活環境の形成等の質的な変化がみられるため、従前から行っている地域の環境保全対策を充実する必要があります。

また、地球環境問題をはじめ、複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、地域の環境保全に関する事業等をさらに積極的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。

このため、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、2年3月27日に「千葉県地域環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）」を公布・施行し、条例に基づく千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を2年3月30日に設置しました。

2. 基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助金2億円を受けて5億円で造成し、その後、2年度及び6年度にそれぞれ5億円を追加造成しましたが、13年度末に、近年の環境問題に対する迅速な取り組みの必要性が増してきたことにより条例を改正し、特定の使途については、基金の処分ができるとして5億円を「ちば環境再生基金」へ充当したため、17年度末現在では、約10億4千万円となっています。

3. 基金運用益の処理及び使途

基金の運用から生ずる利益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、

- ・地域の環境保全活動に関する基盤整備事業
- ・地域の環境保全活動に関する知識の普及事業
- ・地域の環境保全のための実践活動に対する支援事業
- ・その他地域の環境保全活動に関する事業

に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てることとしています。

基金の17年度運用益は209千円であり、

- ・総合的環境学習推進事業

に充当しました。

第13節 NPO等との連携の促進

環境問題の解決に向けては、私たちの日常生活それ自体が環境への負荷を伴うという認識の下、既に各地域等でNPOをはじめ各主体が環境保全活動に取り組んでいるところですが、更に環境保全活動への取組みを充実していくためにも、社会の構成員であるすべての主体が共通の理解を持ち、それぞれ協力して環境の保全に向け実際に行動していくことが大切です。

こうしたことから、県では、県民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げ、よりよい環境づくりに取り組むため、NPOや企業などの活動を支援する施策やNPOとの協働事業を推進しています。

(1) 環境保全活動を行うNPOへの支援

本県では、重点施策のひとつとして「NPO立県千葉の実現」を掲げ、14年度からNPO施策を本格的にスタートさせました。

この一環として、NPOが自ら行う組織基盤強化を図る取組みや、地域への浸透や連携に向けた取組みなど、NPO自らが力量を向上する行為を奨励することで、県内NPOの自立促進とNPO活動のさらなる発展を目的として、「NPOパワーアップ補助金事業」を18年度新たに実施いたしました。

18年度は全体で25件の応募があり、このうち環境分野では4件の応募があり、NPO法人日本プロライフガード協会の「海岸ゴミゼロ計画2006」、NPO法人環境カウンセラー千葉県協議会の「高等学校における環境教育カリキュラムのパワーアップ」、GONE T（ごみゼロネットちば21）の「ペットボトルキャップ改修リサイクル運動の推進事業」の3件を補助対象として決定したところです。

(2) ちば環境再生計画推進に向けた取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、地域住民やNPOなどとの連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を(財)千葉県環境財団に設置しました。

基金の事業活動の一つとして、NPO・民間活動団体が実施する県内での自然環境の保全と再生等の活動を公募し、助成を実施しています。

(3) 企業の環境保全活動への支援

民間の新たな環境技術の実用化を目指すエコテク・サポート制度により共同研究等を推進するとともに、企業、大学、県試験場等、産学官連携して「千葉県環境新技術開発事業化研究会」を設立し、環境関連分野の技術開発に取り組む企業を支援しています。

また、県内事業者においても環境保全の自主的な取組を進めるため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得する動きが高まっていることから、認証取得に向けた講習会を開催するなどの支援を行っています。

(4) 各主体との協働

県民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウム千葉会議やエコメッセinちばをパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。

またNPOとの協働事業のため、意見交換会や協働事業提案募集事業を実施しています。

この協働事業提案で採択され、18年度に環境分野で実施している事業としては、県立中央博物館における県民と専門家による千葉の干潟展開催事業、印旛沼再生への取組みを促進する環境学習と湧水の水質などを調査する水環境調査の2事業を実施しています。

また、環境問題を解決していくためには、県民一人ひとりが環境について理解を深め、環境に配慮した行動をとることが必要であるため、NPO等と連携した環境学習を実施しています。その一環として、一般県民（大人）や県内小・中学生を

対象にした環境講座の実施業務をNPOに委託する事業を15年度から開始しました。公募した結果、17年度は4件を委託先として決定しました。

第14節 三番瀬の再生について

東京湾にはかつて136平方キロメートル以上の干潟がありましたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤洲にかろうじて残るだけとなっています。

三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800ヘクタールの干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲となりました。

しかし、人々の考え方が開発と保全の構図から、自然との共生の実現を目指すものへと変化し、海岸や干潟、湿地は貴重な生態系であるという認識が高まり、地球規模での保全が求められるようになりました。そのような時代の流れの中で、三番瀬は東京湾の奥に残された貴重な自然環境であり、県民にとってもかけがえのない財産であるとして、13年、県はそれまでの埋立計画を中止し、三番瀬の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定することとし、14年1月、県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体関係者、専門家等で構成される三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）を設置しました。

この会議では、日本ではほとんど例のない公共事業中止後の計画づくりについて、徹底した情報公開と住民参加により行う政策提言型の「千葉モデル方式」により2年間、計163回にわたり検討が行われ、16年1月に三番瀬再生計画案（円卓会議案）がとりまとめられ、知事に提出されました。

県では、円卓会議案をもとに、県としての三番瀬再生計画（基本計画・事業計画）を策定し、三番瀬の再生・保全を目指すこととしています。

三番瀬の自然環境の再生を進める上での、県と

基本計画

第1章 三番瀬の再生に関する施策 についての基本的な方針

第1節 背景

第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

第3節 再生に当たっての進め方

- 1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的態度及び順応的管理
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第5節 計画・交流区域

- 1 計画区域
- 2 交流区域

第2章 三番瀬の再生に向けて 講すべき施策

- 第1節 干潟・浅海域
- 第2節 生態系・鳥類
- 第3節 漁業
- 第4節 水・底質環境
- 第5節 海と陸との連続性・護岸
- 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり
- 第7節 海や浜辺の利用
- 第8節 環境学習・教育
- 第9節 維持・管理
- 第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進
- 第11節 広報
- 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

第3章 三番瀬の再生の推進方法

- 第1節 事業の進め方
- 第2節 推進体制

事業計画 (策定中)

- | | | |
|----------|-----------------|----------------------------------|
| 1 干潟・浅海域 | 5 海と陸との連続性・護岸 | 9 維持・管理 |
| 2 生態系・鳥類 | 6 三番瀬を活かしたまちづくり | 10 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進 |
| 3 漁業 | 7 海や浜辺の利用 | 11 広報 |
| 4 水・底質環境 | 8 環境学習・教育 | 12 東京湾の再生につながる広域的な取組 |

しての理念と目標を定める「基本計画」については、17年4月に※三番瀬再生会議へ諮問し、6月には答申を受けました。さらにパブリックコメントや県議会の議論を踏まえ、18年12月に策定しました。

基本計画では自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講すべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。再生目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然のふれあいの確保」の5項目を掲げ、具体的な取組を進めていくこととしています。

また、具体的な再生事業を体系的に明らかにする「事業計画」については、18年3月に三番瀬再生会議へ諮問したところであり、再生会議からの答申、パブリックコメント及び県議会の議論等を踏まえ、早期に計画を確定していきます。

今後、県では、三番瀬再生計画に基づき、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体との連携・協働を図りながら、三番瀬の再生に取り組んでいきます。

※三番瀬再生会議

平成16年12月27日に設置された知事の諮問機関。県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体の関係者、専門家等により構成され、徹底した情報公開と住民参加による運営のもと、今後の三番瀬の再生に向けた県の取組について、意見を述べていくなどの役割をもっています。

第15節 地球規模の環境問題

近年、人類の生存基盤を脅かす問題として二酸化炭素等による地球の温暖化、フロン類によるオゾン層の破壊、^{*酸性雨}など地球的規模の環境問題が生じています。

地球環境問題は、一般的に「被害や影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模

にまで広がる環境問題」や「わが国のような先進国も含めた国際的な取組（政府開発援助など）が必要とされる開発途上国における環境問題」と言われています。

地球環境問題が生じた背景として、先進国を中心とする経済活動水準の一層の高度化、開発途上国を中心とする貧困と人口の急増・都市集中、国際的な相互依存関係の拡大などが指摘されています。具体的な事象としては、

1. 地球温暖化
2. オゾン層の破壊
3. 酸性雨
4. 森林、特に、熱帯林の減少
5. 海洋汚染
6. 野生生物の種の減少
7. 有害廃棄物の越境移動
8. 砂漠化
9. 開発途上国の公害問題

が挙げられています。

地球環境問題の各事象は独立して発生するではなく、複雑に絡み合って発生するもので、しかも発生に要した時間に比べその影響がはるかに長く継続する性質を持っています。

また、これらの事象は、ある意味で緩慢に進行していることから、その影響を実感として認識する時点では取り返しのつかない事態に陥る危険性があること及びこれらの問題が生じた背景には、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする私たちのライフスタイルがあることを認識する必要があります。

地球環境問題の主な事象

〔地球温暖化〕

大気中には、地表の熱を宇宙に逃げにくくする温室効果をもつ二酸化炭素やメタンなどのガスが存在しています。

これらのガスが人間活動の活発化によって増加することにより、2100年には地球の平均気温が約1.4~5.8°C上昇すると予測されており、これによって海面の上昇や気候変動が起

こり、農業生産、生態系、国土保全等への影響が懸念されています。

〔オゾン層の破壊〕

地上10～50kmぐらいのところにある*オゾン層は、有害な紫外線の多くを吸収し、地表の生物に与える影響を抑える役割を果しております、「地球の宇宙服」と言われています。

近年、エアコンの冷媒や工業用の洗浄剤等として使用されているフロンなどが大気中に放出されることにより、オゾン層が破壊されており、南極では大規模なオゾンホールが元年以降連続して出現しています。

オゾン層の破壊によって有害な紫外線が増大し、皮膚ガンや白内障などの健康への影響、生態系への影響が心配されています。

〔酸性雨〕

石油や石炭等を燃やす時に発生する硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で酸化され、雨等に溶けて（あるいは乾いた状態で）地上に降下する現象で、自動車の排気ガスや工場の排煙等が主な原因となっています。

欧米では、湖が酸性化して魚が死滅したり、広範囲にわたり森林が枯死する等の被害が発生しています。

〔森林、特に熱帯林の減少〕

焼畑移動耕作、薪の過剰採取、過放牧、商業材の伐採等により、熱帯林は毎年日本の面積の約4割に当たる約1,500万ヘクタールの割合で減少しています。

熱帯林は「地球の肺」といわれる二酸化炭素の貴重な吸収源であり、野生生物種の宝庫であるため、これらへの影響が懸念されています。

的な問題であることが認識されたことにより、昭和47年にストックホルムで「国連人間環境会議」が開催され、「人間環境宣言」や「行動計画」の採択等により、環境問題に対する国際的な取組がスタートしました。

このストックホルムでの会議の20年目に当たる4年に、顕在化する地球環境問題に対する国際的な枠組みを構築するため、リオデジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」や持続可能な開発のための21世紀に向けた人類の行動計画「アジェンダ21」の採択、「気候変動枠組み条約」及び「*生物多様性条約」への多数の国の署名等の成果がありました。続可能な開発委員会」の国連内への設置、9年12月の気候変動枠組み条約第3回締約国会議（*COP3：京都）における*温室効果ガスの削減目標の決定、13年11月には第7回締約国会議（COP7：マラケシュ）が開催され、京都議定書の具体的な運用ルールに関する合意が得られ、同議定書の批准、発効に向けて動き出しました。

16年11月にロシアが批准し発効の要件を満たしたことから、17年2月に京都議定書が発効しました。

2. 日本の取組

我が国においては、元年6月に開催された地球環境保全に関する関係閣僚会議において我が国の国際的地位に応じた役割を積極的に果たす方針を決定し、2年10月の「地球温暖化防止行動計画」の策定、5年11月の環境基本法の制定、同年12月の「アジェンダ21行動計画」の策定により政府が一体となって取組を進めています。

さらに、「環境基本計画」の策定等により持続的発展が可能な社会の実現を目指すとともに、10年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」を新たに制定しました。

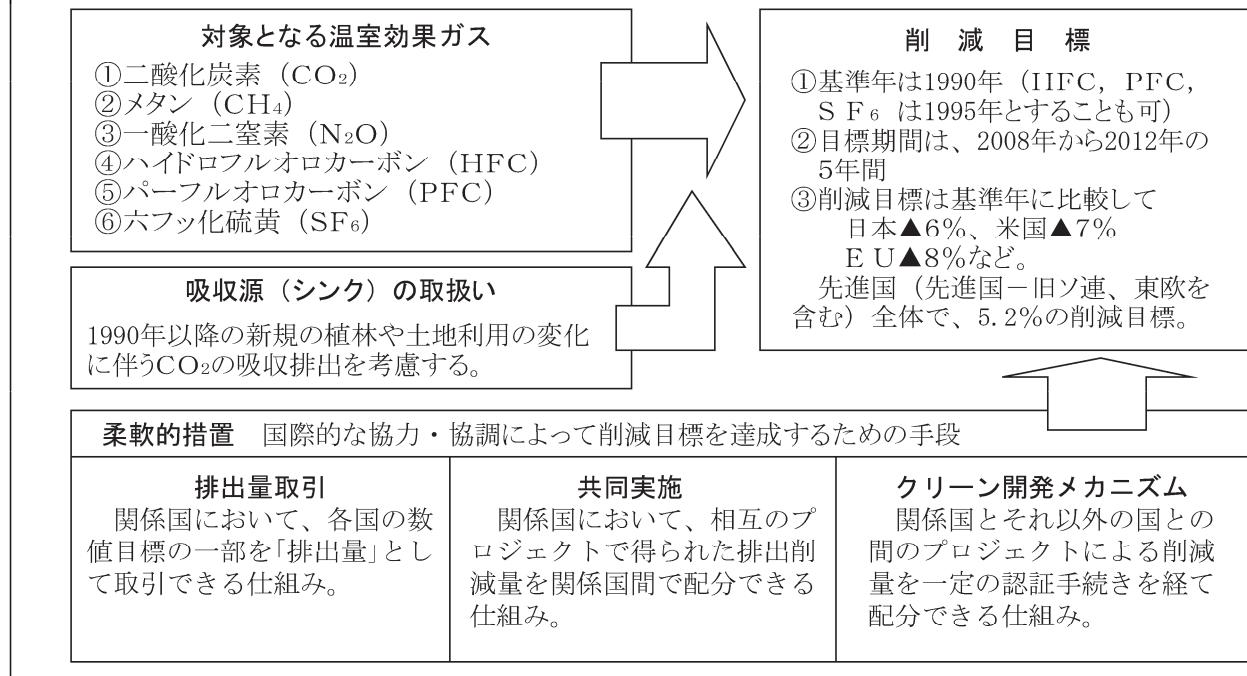
この法律に基づき、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が17年4月に策定されま

第16節 地球環境保全に向けた取組

1. 国際的な取組

世界の先進国が公害を体験し、開発途上国においても人口の増加等に伴う食料問題や衛生問題が発生し、環境の自浄能力の限界や環境問題が世界

京都議定書の概要



した。

3. 千葉県の取組

本県では、千葉県としてできる地球環境保全への対応を検討するため2年5月に「千葉県地球環境問題連絡会議」を設置、3年3月に決定した基本方針「千葉県における地球環境問題への取組について」を策定し、地球環境問題に対する全庁的な取組を開始しました。

4年からは「環境新時代」を掲げて新たな視点に立った環境施策を進めていますが、5年2月に制定した「千葉県環境憲章」等を踏まえた行動指針及び、ローカルアジェンダ21として「千葉県地球環境保全行動計画」を5年11月に策定するとともに、8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、これらに基づき各種施策の推進及び県民・事業者の取組の促進を図るための普及啓発を図っているところです。

4. 主な地球環境保全対策

(1) 地球温暖化防止対策

地球温暖化を抑制するため、国際的には4年に「気候変動枠組み条約」が採択され、6年に発効していますが、我が国では2年に「地球温暖化防

止行動計画」を策定して、温室効果ガスの排出抑制目標を掲げ、森林等の吸収源の保全や技術開発等を含めた各種対策を計画的に進めることとされています。

本県における地球温暖化対策は、「千葉県地球環境保全計画」及び「千葉県環境基本計画」において、地域での取り組みとして省エネルギー技術を導入した街づくり（幕張新都心や千葉ニュータウン等）、リサイクルの促進、二酸化炭素の吸収源となる森林等のみどりづくりを促進し、国の行動計画に掲げる目標達成に向けた取り組みを進めてきたところですが、地球温暖化防止京都会議（COP3）の開催及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立したことから、22年度を目標年度として新たな地球温暖化防止対策を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を12年12月に策定しましたが、京都議定書の発効、京都議定書目標達成計画の策定及び県内の温室効果ガス排出量の増加を受け、18年6月に計画の見直しを行いました。

また、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を14年8月に策定したところです。

ア. 千葉県地球温暖化防止計画

(ア) 現況と将来予測

本県における二酸化炭素など温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で、2年度7,428万トン、14年度8,138万トンと、この間に9.6%増加しており、22年度には2年度に比べ12.9%も増加すると予測されています。

表2-1-16 温室効果ガス排出量の推計結果

単位：万t-CO₂

年 度	1990	1995	1997	2000	2002	2010
二酸化炭素	7,109	7,656	8,020	8,106	7,912	8,163
メ タン	89	76	66	64	54	55
一酸化二窒素	123	131	132	138	124	120
H F C	(19)	19	35	32	24	24
P F C	(15)	15	12	18	13	17
S F 6	(75)	75	57	21	11	7
合 計	7,428 (1.00)	7,970 (1.073)	8,321 (1.120)	8,379 (1.128)	8,138 (1.096)	8,385 (1.129)

**図2-1-17 千葉県内の室内効果ガスの排出割合
(2002年度)**

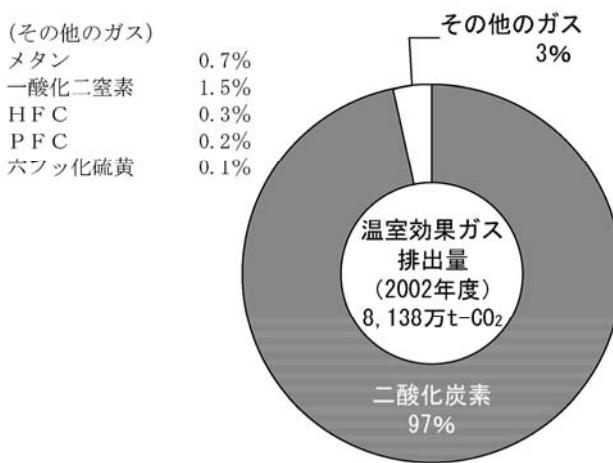
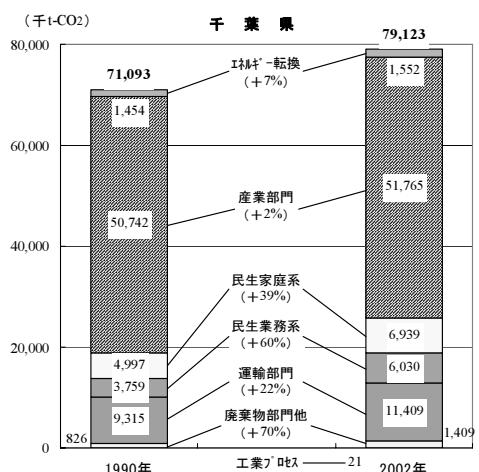


図2-1-18 千葉県内の部門別二酸化炭素排出量の推移



また、排出される温室効果ガスの種類別では、二酸化炭素が7,912万トンと全体の97%

(14(2002)年度)を占め、その排出量の内訳は、エネルギー転換部門2.0%、産業部門65.4%、家庭系8.8%、民生業務7.6%、運輸部門14.4%、廃棄物部門他1.8%、工業プロセス0.03%となっており、産業部門からの排出量が全体の約2/3近くを占めていますが、伸び率では家庭などの民生系が高くなっています。

(イ) 計画の目標

地球温暖化は、将来の世代にも深刻で大きな影響を及ぼすおそれのある問題であり、世界が共同して抜本的な対策に取り組むことが求められています。

そこで、本県における温室効果ガスの削減目標を家庭や事業所などの主体別に設定しました。

(ウ) 計画の推進

県では、目標達成に向け、現在の社会経済構造を質的に転換し、限られた資源が有効に活用される循環型社会への転換を目指しています。

また、県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、13年2月に財団法人千葉県環境財団を「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」に指定するとともに、地球温暖化防止活動推進員を14年2月に130名委嘱し、その後、17年4月に407名委嘱したところであり、地球温暖化に関する情報を収集・提供し、県民や事業者、民間団体の活動を支援しています。

このことにより、県はもとより市町村、県民、事業者、民間団体などが共通の認識に立ち、それぞれの役割分担のもとに、自主的に、また連携協調して取組を継続、拡大していくこととしています。

イ. 千葉県地球温暖化防止対策実行計画（県自らの取組）

(ア) 策定の趣旨

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第

21条の規定により、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するための「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を14年8月に策定しました。

(イ) 実行計画の概要

○計画の期間：14年度から18年度までの5年間

○計画の基準年度：12年度を基準年度とする

○計画の対象

- 対象とする温室効果ガス

- ①二酸化炭素、②メタン、③一酸化二窒素、
④ハイドロフルオロカーボン、⑤パーフル
オロカーボン、⑥六ふつ化硫黄

- 対象とする組織・事務事業の範囲

原則として、県の全ての機関において実施する事務・事業を対象とする。

なお、警察業務及び病院等の公営企業業務の一部については、それらの事業特性を考慮し、当面排出量算定に含めない。

○目標

- 温室効果ガス削減の目標

温室効果ガス排出量を12年度（二酸化炭素換算量102,620トン）に比べ、18年度までに5%削減する。

- 項目別の削減目標

項目	目標
電気使用量	電気使用量を5%削減する。
庁舎等燃料使用量	庁舎等における都市ガス、灯油、重油等の燃料使用量を5%削減する。
公用車燃料使用量	公用車燃料（ガソリン及び軽油）の使用量を7%削減する。

○取組内容

環境マネジメントシステムに基づく取組を基本とする。

特に、低公害車の導入推進及び職員の一層の意識向上を図る。

○推進と点検・評価

環境マネジメントシステムの体制を活用し、実施及び運用、職員に対する研修、点検及び是正措置等を講じ、計画の推進を図る。

(ウ) 17年度の取組結果

17年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は表のとおり、合計で95,284トン（二酸化炭素換算）であり、基準年度である12年度の排出量より7.1パーセントの削減となりました。

庁舎関係では、電気の使用が1.1パーセント減少、燃料使用が12.5パーセント減少しました。

公用車燃料（ガソリン・軽油）は10.1パーセント減少しました。

区分	17年度排出量 (t-CO ₂)	基準年度からの増減
庁舎 関係	電 気	52,702
	都 市 ガ ス	16,252
	L P ガ ス	1,999
	灯 油	5,998
	A 重 油	6,185
	ガ ソ リ ン	55
公 務 車	軽 油	75
	ガ ソ リ ン	2,524
船 舶	軽 油	849
	ガ ソ リ ン	856
そ の 他	A 重 油	4,463
	合 計	3,327
		— 7.1%

※ 各数値は四捨五入しているため、合計値とは一致しない。

(2) オゾン層保護対象

昭和60年の「オゾン層保護に関するウィーン条約」の採択及び62年の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の採択により、オゾン層保護の国際的な枠組みが構築され、「モントリオール議定書締約国会議」の開催等によりオゾン層破壊物質が規制されてきました。

表2-1-19 特定フロンの濃度調査結果

(単位：μg/m³)

物質名	フロン11	フロン113
13年度	1.5～1.8	0.66～0.82
14年度	1.7～1.8	0.68～0.76
15年度	1.6～1.9	0.68～0.82
16年度	1.4～1.6	0.65～0.82
17年度	1.5～1.7	0.68～0.72
国	1.52～2.08	0.76～1.92

(注) 国は環境庁が7年度に都市域で実施した調査結果

国内では、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に基づいて*特定フロン等の生産・消費に関する規制措置が講じられています。

しかしながら、7年末に製造及び輸入が全国的に禁止されましたが、すでに社会に出回っている家庭用電気冷蔵庫、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器などからの特定フロンの回収・処理が大きな課題となりました。

このため県では、9年6月、県、関係市及び関係業界団体等の24団体からなる「千葉県フロン処理推進協議会（11年9月、千葉県フロン問題連絡協議会を名称変更）」を設置し、10年に家庭用冷蔵庫、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器の特定フロン回収・処理システムの構築、12年に「フロン回収に係る事業所認定制度」を設けるなど、フロン回収処理の推進を図ってきました。

13年4月から家電リサイクル法が施行され、家庭用冷蔵庫及びルームエアコンに関してはフロンの回収がメーカーに義務付けられました。

また、13年6月「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器については、14年4月1日から、カーエアコンについては、14年10月1日から法に基づくフロン類の回収破壊のシステムが運用されています。

なお、カーエアコンの取扱いについては17年1月から本格施行された「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に移行されています。

また、業務用冷凍空調機器の取扱いについてもフロン回収率の向上を図るために、18年6月にフロン回収破壊法が改正され、19年10月から施行されることとなっています。

一方、元年度から特定フロンのフロン11、フロン113の濃度調査を県内7地点で実施しており、17年度の結果はフロン11が $1.5\sim1.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、フロン113が $0.68\sim0.72\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

（3）酸性雨対策

多国間にまたがる広域的な環境問題に対応するために、欧州及び北米では「長距離越境大気汚染

条約（ウィーン条約）」に基づくモニタリングネットワークが実施されています。また、東アジア諸国においては、10年4月より「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の暫定事務局及び暫定ネットワークセンターが設立され、試行稼働が実施されています。

国内では、昭和58年度から62年度までの第1次酸性雨対策調査と63年度から4年度までの第2次酸性雨対策調査が実施され、5年度から9年度まで、酸性雨による降水、土壤、植生等に対する影響等について、調査・研究・監視のために第3次酸性雨対策調査が実施されました。さらに10年度から12年度まで第4次調査が実施されました。

本県においては、現在のところ酸性雨被害は確認されていませんが、県内の酸性雨の状況を把握するため、昭和50年から酸性雨調査を実施しており17年度の酸性雨自動測定機による通年調査では、調査10地点での年間の平均値がpH4.7からpH5.6の範囲で酸性雨の目安であるpH5.6以下となっており、最近5ヵ年で大きな変化はありません。

表2-1-20 雨水のpHの推移

pH測定結果(通年調査)

調査地点	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
千葉	4.9(3.3)	5.0(3.4)	5.0(3.5)	4.9(3.3)	4.7(3.3)
銚子	5.0(3.2)	5.1(3.1)	5.2(3.6)	5.2(3.7)	5.1(3.1)
市川	4.9(3.3)	4.8(3.4)	4.8(3.3)	4.9(3.5)	4.7(3.3)
館山	4.9(3.2)	4.9(3.1)	4.8(3.4)	4.9(3.1)	4.8(3.2)
木更津	4.7(3.3)	4.8(3.3)	4.7(3.4)	—	—
佐原	5.0(3.5)	5.1(3.5)	5.3(3.6)	5.1(3.6)	5.0(3.5)
東金	4.9(3.2)	5.0(3.3)	4.9(3.1)	5.0(3.5)	5.0(3.3)
柏	4.8(3.1)	4.8(3.2)	4.9(3.4)	4.9(3.5)	4.8(3.3)
勝浦	4.9(3.2)	4.9(3.3)	4.8(3.1)	—	—
市原	5.0(3.2)	5.2(3.2)	5.6(3.5)	4.8(4.0)	5.6(3.9)
富津	4.7(3.1)	4.8(3.1)	4.7(3.4)	4.8(3.3)	4.8(3.2)
一宮	4.8(3.4)	4.9(3.0)	4.7(3.3)	4.9(3.5)	4.9(3.2)

※(1)pHの値は、年間平均値、()内は年間最低値

(2)酸性雨自動測定機による連続酸性雨調査

5. 国際環境協力の推進

地球サミットにおいて確認された合意事項のひ

とつに環境分野での技術移転の推進が挙げられます。

わが国には、昭和30年代後半から行政と産業界が一体となって産業型公害を克服してきた際の貴重な経験、知識、技術が蓄積されており、これを他の先進国や開発途上国における環境問題や地球環境問題の解決に向けて、積極的に活用することが求められています。

県では、海外からの技術研修員の受入れ、職員の海外派遣など、国際環境協力の推進に努めています。

(1) 技術研修員の受入れ

開発途上国には、環境保全に関する専門的な知識や経験を持つ職員が不足している場合が多いことから、国際協力事業団等が中心となって関係省庁や地方公共団体の協力により集団研修が実施されています。

本県は、先進的な環境施策や公害防止技術等の環境保全に関するノウハウの蓄積があること、成田空港や東京からのアクセスの利便性などから研修の希望が多く、可能な限りその実施に協力しています。

(2) 職員の海外派遣

開発途上国への環境保全技術移転に当たっては、ノウハウを有する職員が現地に赴いて調査を行いながら地域の実情にあった技術や施策を相手国の行政機関・研究機関等に提案することが効果的です。

県では、国際協力事業団等との連携を図り、主に研究機関の職員を中心に海外派遣を進めています。

(3) 国際会議への参加、開催

近年、各国の政府代表や国際機関の職員、民間活動団体のメンバー等が参加し、環境問題の解決方策や今後の環境行政の方向等を討議する国際会議が活発に開催されています。

これらの国際会議は、世界各国が環境問題について共通認識を持ち、今後協同協調して地球環境問題に対処するための合意形成に不可欠であり、本県も地方自治体としてその開催や参加について

できるかぎり協力していくこととしています。

6. 関係地方公共団体との協力

このように、県では全般的に地球環境保全対策を推進するとともに、県民・事業者に環境保全活動が定着するよう普及啓発を図っていますが、市町村に対しても独自の行動計画の策定について積極的な対応を促しています。

また、広域的な取組を推進するため、八都県市首脳会議において、9年度から地球温暖化防止を目的とした「地球温暖化防止キャンペーン」を実施しており、17年度からは環境にやさしいライフスタイルを定着させるため、夏の適温冷房・軽装勤務、冬の適温暖房に取り組んでいます。